

長野県食育推進計画（第3次）

～信州の食でつながる、人づくり・地域づくり～

（案）

平成 30 年（2018 年） 2 月

長 野 県

目 次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画の基本方針	3
4	計画の期間	3
5	取組及び指標	3
6	計画の推進、進捗管理・評価	3
	(1) 推進体制	
	(2) 県民運動の推進	
	(3) 食育の推進に関する県民の状況や関係機関・団体の取組に関する実態把握	
	(4) 進捗管理・評価	
	(5) 進捗状況・評価の公表	

第2章 食育をめぐる現状と課題

第1節	若い世代への食育	8
1	子ども達を取り巻く社会環境	8
2	児童・生徒の肥満・やせ傾向の状況	9
3	児童生徒の生活リズム（就寝・起床）	9
4	子どもの食生活	10
5	子どもに対する食育の推進体制	13
6	20歳～30歳代の食生活	14
第2節	世界一の健康長寿を目指す食育	17
1	県民の健康状況	17
2	県民の食生活の状況	20
第3節	食の循環と地域の食を意識した食育	25
1	食への感謝の心	25
2	信州農畜産物への関心と地消地産の推進	25
3	食文化の継承	27
4	環境への配慮と食品ロスを含む廃棄物の発生抑制	28
5	安全な食品の提供と食品表示	28
第4節	信州の食を育む環境づくり	30
1	食育推進体制の構築	30
2	県民運動の展開	30
3	食育の連携協力体制	32
4	食育推進のための人材育成	33
5	市町村食育推進計画の作成状況と連携	34

第3章 食育推進の基本理念と目指すべき姿

第1節 基本理念	36
第2節 基本分野と目指すべき姿	37

第4章 食育の取組と指標・目標の設定

第1節 若い世代への食育	40
第2節 世界一の健康長寿を目指す食育	46
第3節 食の循環と地域の食を意識した食育	51
第4節 信州の食を育む環境づくり	57

長野県食育推進計画（第3次）の概要	61
-------------------	----

参考資料	63
------	----

- 1 指標目標の一覧
- 2 長野県食育推進計画（第2次）達成目標の進捗状況
- 3 用語の解説（50音順）
- 4 食育基本法
- 5 信州の食を育む県民会議設置要綱
- 6 長野県食育推進計画評価策定委員会設置要綱及び同委員名簿
- 7 長野県食育推進計画（第3次）策定経過
- 8 食育推進担当窓口

第 1 章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景

本県は、豊かな自然の恩恵を受け、様々な農畜産物に恵まれた環境の中で、地域ごとに多様な食文化を形成してきました。

そして、健康づくりや食文化の継承を支える食育ボランティア※¹の活発な取組により、「食」は長野県の「健康長寿の礎」となってきました。

平成 17 年（2005 年）に制定された食育基本法では、食育は「生きる上での基本であって知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、『食』の知識、選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人を育てること」と位置付けられています。

その長野県の「食」を次世代へ継承するために、県では平成 20 年（2008 年）3 月に「長野県食育推進計画」（平成 20 年度～平成 24 年度）を策定し、県民一人ひとりが健全な食生活を実践するとともに、食文化を継承できるよう、家庭、学校、生産者、食育ボランティア、地域などの関係者の参画と協働のもと、幅広い食育に取り組んできました。

また、平成 25 年度（2013 年度）には第 1 次計画の基本理念を引き継ぎ「長野県食育推進計画（第 2 次）」（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定し、全国トップレベルの健康長寿を継承、発展していくために関係機関・団体と連携しながら食育を進めてきました。

その結果、地域では、食育活動に意欲的に取り組む食育ボランティアの数の増加、バランスのよい朝食を食べている児童・生徒の割合の増加、食塩摂取量の減少、学校給食への県産農産物利用率の増加など、目に見える成果がありました。

一方で、20 歳代 30 歳代の若い世代に多くみられる「食」に対する無関心層への意識改革や、働き盛りの世代に対して「食」への関心を高める必要性、また、世帯構造や社会環境が変化する中で家庭や地域における「共食」や、郷土食・伝統食※²の継承、そして環境問題への関心の高まりとともに注目されている食品ロスの削減など、引き続き取り組むべき課題は多く、これらへの積極的な対応が求められています。

(2) 本計画の趣旨

このような状況を踏まえ、本計画では、「若い世代への食育」、「世界一の健康長寿を目指す食育」、「食の循環と地域の食を意識した食育」、「信州の食を育む環境づくり」という 4 つの基本分野を設定し、若い世代や働き盛り世代への食育を始めとする様々な課題に対応するため、「長野県食育推進計画（第 3 次）」を策定し、「目指すべき姿」を明らかにするとともに、食育活動を担う多様な関係者と協力し合い、計画的かつ組織的に食育活動を展開します。

※1 食育ボランティア

食育の推進にあたって、地域に密着した活動を行うボランティア。食生活改善推進員や農村女性団体（農村女性ネットワークなどの、長野県農村生活マイスター協会、JA長野県女性協議会等）の会員など、伝統的な食文化や郷土食の作り方、日本型食生活、地産地消など「食」に関する知識と経験を持ち、学校や地域での食育活動を、熱意を持って先進的に展開している方々。

※2 郷土食・伝統食

南北に長い県土や四季の変化に富んだ自然環境のもと、県内各地にある地域の歴史や特色を活かした料理郷土食の例）おやき、ニラせんべい、やしょうま、笹ずし、おなっとう、スunki漬け、五平餅など

2 計画の性格

この計画は、食育基本法第 17 条に規定された都道府県食育推進計画に位置付けています。

また、「長野県総合 5 か年計画」をはじめ、「第 2 期信州保健医療総合計画」、「第 3 期長野県食と農業農村振興計画」及び「第 3 次長野県教育振興基本計画」「第 7 期長野県高齢者プラン」等と整合性を図りながら、一体的に食育を推進する計画です。

3 計画の基本方針

この計画は、次の点を基本方針として策定しています。

- ・長野県の食育推進の基盤とすること
- ・国が策定している第 3 次食育推進基本計画の基本的な取組方針を参考とすること
- ・県民、関係機関・団体の幅広い協力を得て策定・推進すること
- ・長野県の実情に即した計画とすること
- ・具体的な指標と目標を設定すること
- ・具体的な対策を記載すること
- ・関連する他の計画との整合を図ること

4 計画の期間

平成 30 年度（2018 年度）を初年度とし、2022 年度を目標年とする 5 か年計画です。

5 取組及び指標

本計画で設定している「若い世代への食育」、「世界一の健康長寿を目指す食育」、「食の循環と地域の食を意識した食育」、「信州の食を育む環境づくり」の 4 つの分野において、それぞれの「目指すべき姿」を明らかにした上で、そのために必要な「県民自らの取組」、更には県民を支えるために必要な「関係機関・団体の取組」「長野県の取組」を記載します。

分野ごとの指標の設定に当たっては、可能な限り数値化したものを用いて、計画の進捗状況が目に見えるよう工夫します。

6 計画の推進、進捗管理・評価

（１）推進体制（図 1）

県民を挙げての食育推進を図るために県が設置している「信州の食を育む県民会議」においてこの計画を推進・評価するとともに、同会議の構成団体（表 1）は、計画内容をそれぞれの取組に反映します。

本計画の推進を図るため、「信州の食を育む県民会議」を、年 1 回以上開催します。

また、「信州の食を育む県民会議」の構成団体は、食育の推進に関連のある機関や団体に向けて、本計画の趣旨を踏まえた取組を実施していただくよう、様々な機会を通じて呼びかけます。

さらに、食育の推進に関係のある機関や団体が、県民の身近なところで連携して食育に取り組むため、保健福祉事務所が県内 10 圏域ごとに設置している「地域食育連絡会議」などを活用し、地域ごとの実情に応じた取組の実践を進めます。

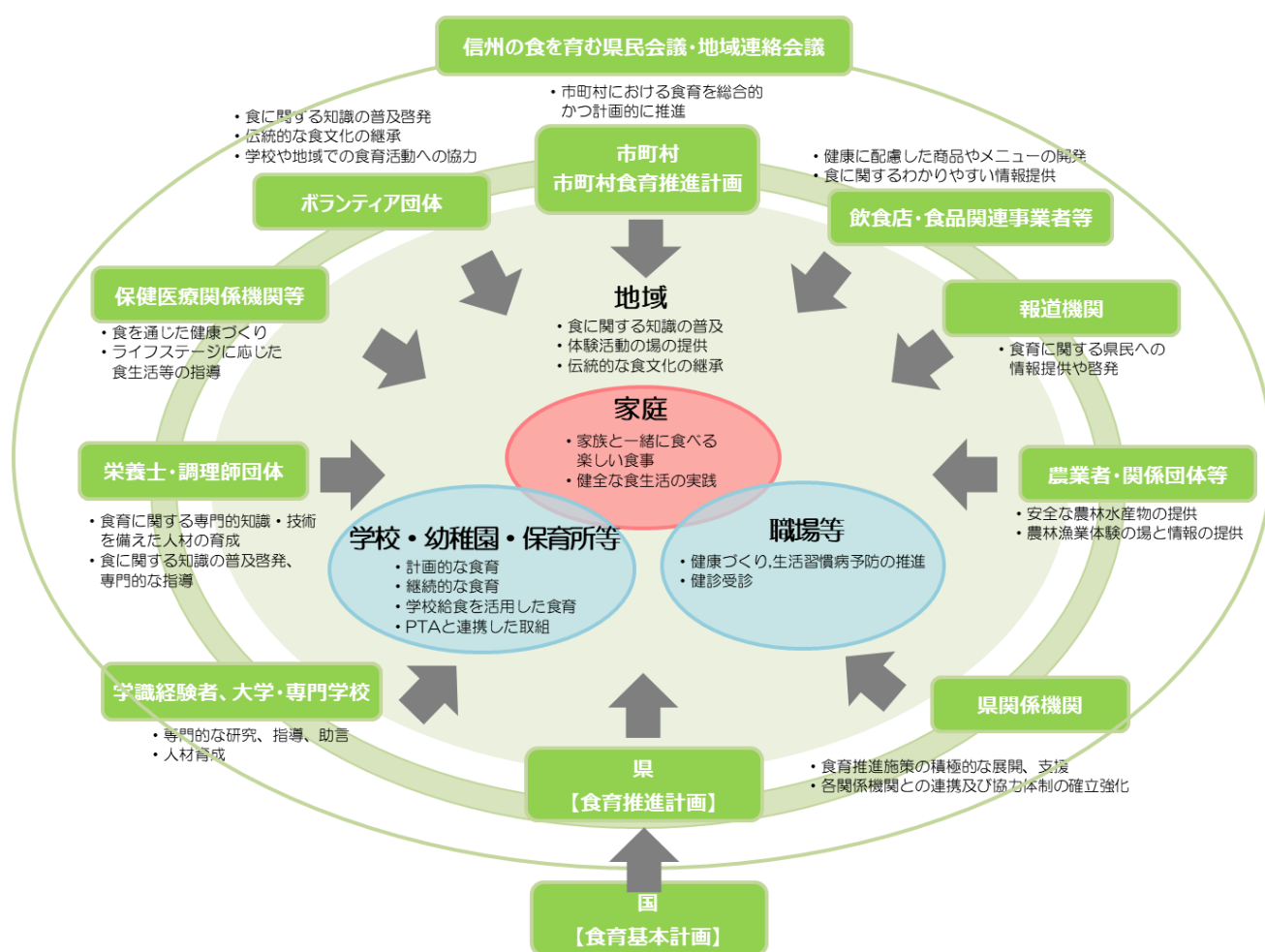
【表 1】 信州の食を育む県民会議構成団体名簿（平成 30 年 3 月現在）

区 分	団 体 名
医療・保健等関係	一般社団法人 長野県医師会
	一般社団法人 長野県歯科医師会
	公益社団法人 長野県栄養士会
	一般社団法人 長野県調理師会
	一般社団法人 長野県食品衛生協会
	公益社団法人 全日本司厨士協会
保育所・幼稚園・学校等関係	長野県小学校長会
	長野県中学校長会
	長野県高等学校長会
	一般社団法人 長野県保育連盟
	一般社団法人 長野県私立幼稚園・認定こども園協会
	長野県学校保健会 栄養教諭・学校栄養職員部会
	長野県 P T A 連合会
	公益財団法人 長野県学校給食会
流通・消費者関係	長野県生活協同組合連合会
	長野県消費者の会連絡会
農業関係	一般社団法人 長野県農業会議
	長野県農業協同組合中央会
	長野県農村文化協会
	関東農政局
食育ボランティア	長野県食生活改善推進協議会
	農村女性ネットワークながの
	長野県農村生活マイスター協会
市町村	長野県市長会
	長野県町村会
	長野県市町村教育委員会連絡協議会
有識者	（元）長野県食育推進会議
県	長野県教育委員会
	長野県

【図1】 食育の推進体制

食育の推進体制

様々な関係者の理解と連携・協力による推進



(2) 県民運動の推進

「信州の食を育む県民会議」の構成団体を始め、県内外の関係機関・団体は、それぞれの事業計画等に基づき、様々な機会を通じて県民に働きかけ、県民と共に食育を県民運動として展開していきます。

(3) 食育の推進に関する県民の状況や関係機関・団体の取組に関する実態把握

本計画の策定にあたって、下記の調査や統計資料を活用して実態把握を行いました。(表2)
今後もこれらの調査や統計資料の最新データ等を計画の進捗管理や評価等に活用します。

【表2】 食育の推進に関する県民の状況や関係機関・団体の取組に関する実態把握

調査・統計資料名	担当課等	備 考
県民健康・栄養調査	健康福祉部健康増進課	3年に1度実施
児童生徒の食に関する実態調査	教育委員会保健厚生課	3年に1度実施
長野県学校保健統計調査	〃	毎年
食育推進計画等に関する調査	内閣府	毎年
都道府県別生命表	厚生労働省	5年毎に公表
人口動態統計	〃	毎年
全国学力・学習状況調査	文部科学省	毎年
県政モニター調査	長野県	毎年
食育関係状況調査	関係各課	

(4) 進捗管理・評価

計画の進捗状況を把握するため指標を設定し、入手できる統計資料を十分に活用して評価するとともに、必要に応じてアンケート調査等により、取組の具体的な内容を確認します。

計画に記載されているそれぞれの取組や指標及び目標についての進捗管理や評価は、原則として毎年度実施し、必要に応じて計画の修正を行います。

また、計画期間の終了に先立って、期間を通じた評価を実施し、次の計画策定に反映します。

(5) 進捗状況・評価の公表

県は、計画の進捗状況や評価を「信州の食を育む県民会議」に報告するとともに、県ホームページへの掲載等を通じて県民に公表します。

第2章

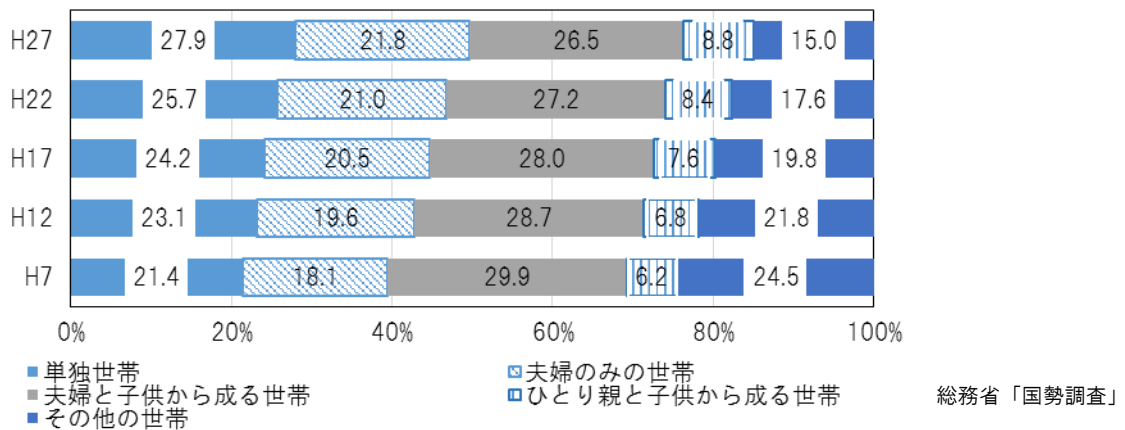
食をめぐる現状と課題

第1節 若い世代への食育

1 子ども達を取り巻く社会環境

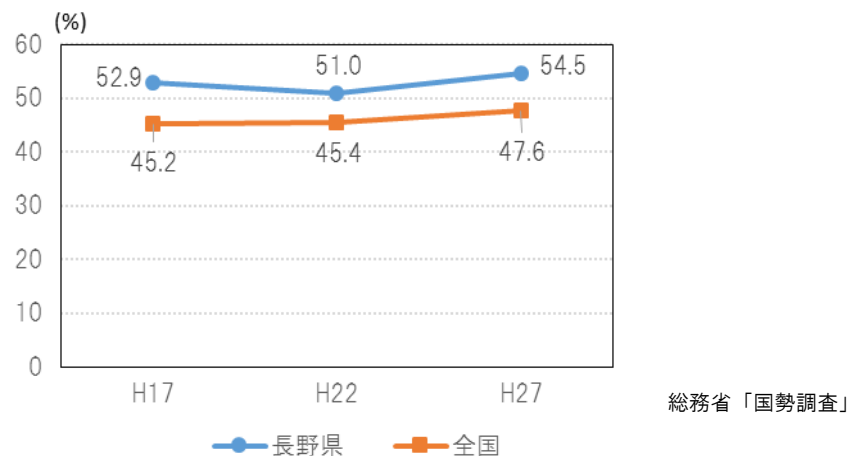
- 長野県における核家族の割合は、年々増加傾向にあります。（図1）
- 夫婦のいる世帯の中で、夫婦とも就業者である割合は、全国より高い状況にあります。また、約半数の家庭が夫婦ともに就業している状況です。（図2）

【図1】一般世帯数における家族類型推移



※核家族：夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、ひとり親と子供から成る世帯の合計

【図2】夫婦ともに就業者の世帯（共働き世帯）の割合の推移



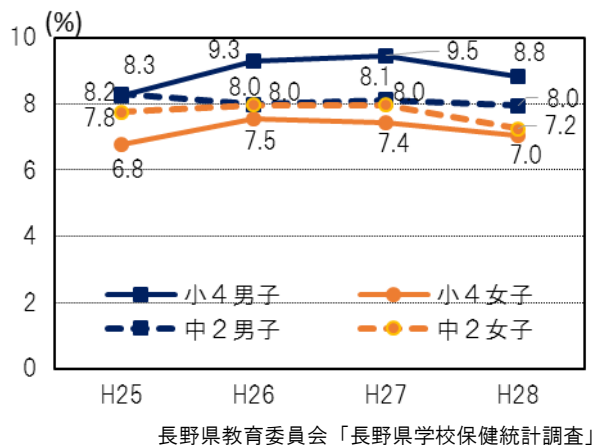
2 児童・生徒の肥満・やせ傾向の状況

○ 肥満傾向にある児童・生徒の割合は、平成 25 年度（2013 年度）から横ばいの状況です。

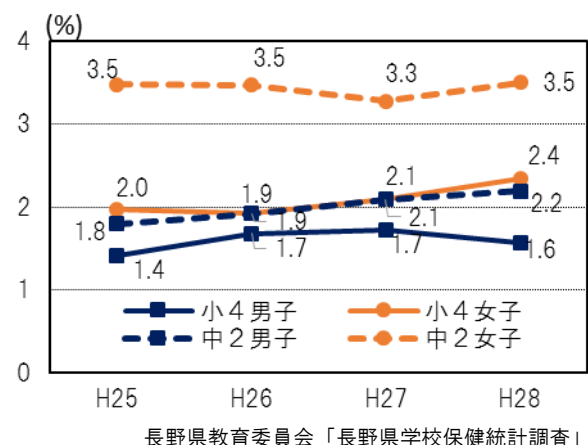
（図 3）

○ やせ傾向にある児童・生徒の割合は、平成 25 年度（2013 年度）から横ばいの状況ですが、中学生女子は他の年代と比べると高い割合で推移しています。（図 4）

【図 3】肥満傾向にある児童・生徒の割合



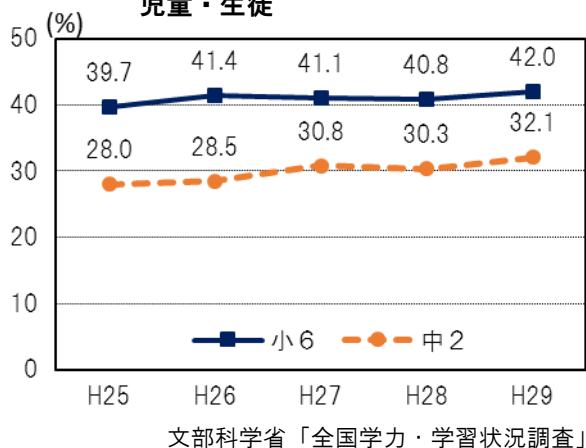
【図 4】やせ傾向にある児童・生徒の割合



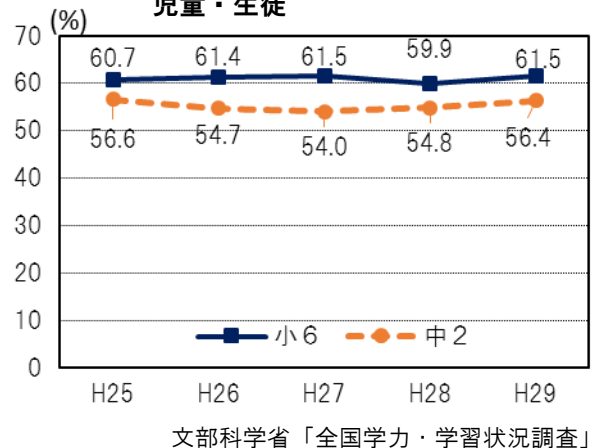
3 児童・生徒の生活リズム（就寝・起床）

○ 「毎日同じくらいの時刻に寝ている」児童・生徒の割合は、小学校 6 年生 42.0%、中学校 2 年生 32.1%です。また、「毎日同じくらいの時刻に起きている」児童・生徒の割合は、小学校 6 年生 61.5%、中学生 56.4%です。（図 5、6）

【図 5】毎日同じくらいの時刻に寝ている
児童・生徒

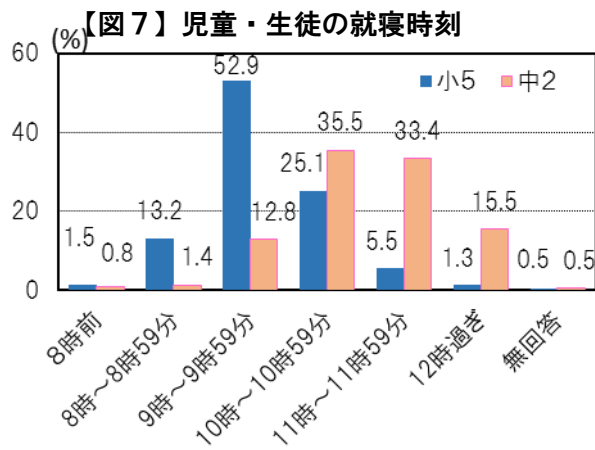


【図 6】毎日同じくらいの時刻に起きている
児童・生徒

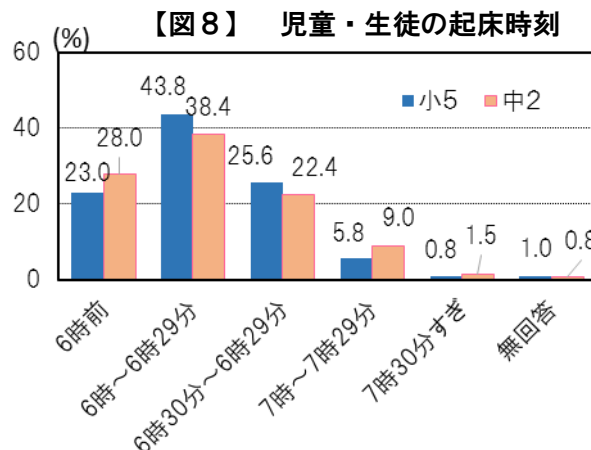


- 就寝時刻については、小学校5年生の 31.9%が夜 10 時過ぎに、中学校2年生の 15.5%が夜 12 時過ぎに寝ています。(図 7)

起床時刻については、小学校5年生、中学校2年生共に 66%以上が6時 30 分前に起きています。(図 8)



長野県教育委員会「平成 28 年度児童生徒の食に関する実態調査」

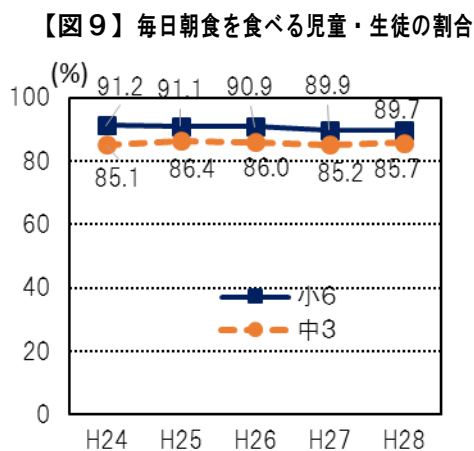


長野県教育委員会「平成 28 年度児童生徒の食に関する実態調査」

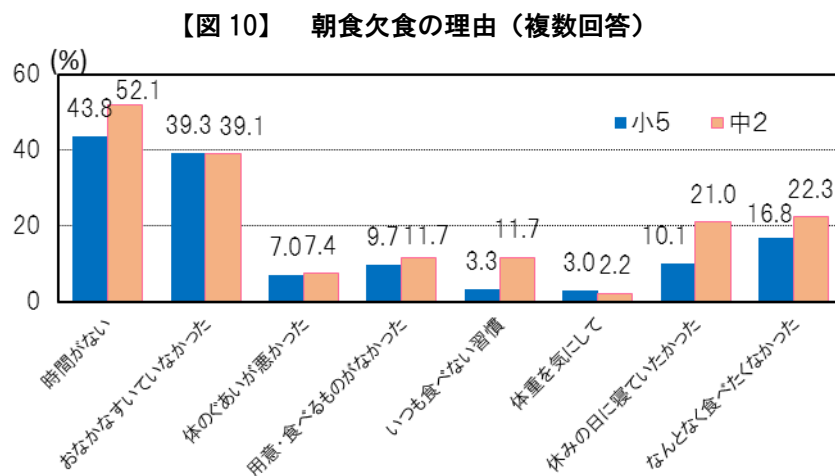
4 子どもの食生活

(1) 朝食について

- 毎日朝食を食べる児童・生徒の割合は、小学校6年生が 89.7%、中学校3年生が 85.7%となっています。(図 9)
- 朝食を食べなかった理由については、小学校5年生、中学校2年生ともに、「時間がない」「おなかがすいていなかった」が多くなっています。(図 10)



文部科学省「全国学力・学習状況調査」

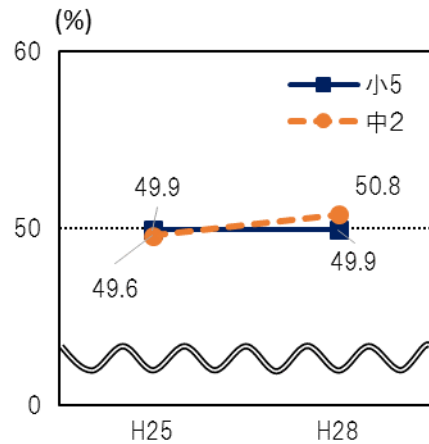


長野県教育委員会「平成 28 年度児童生徒の食に関する実態調査」

(2) 朝食の栄養バランスの状況について

- 小学校5年生、中学校2年生の約50%は、主食・主菜・副菜の揃ったバランスのとれた朝食を食べており、平成25年度（2013年度）から横ばいの状況です。（図11）

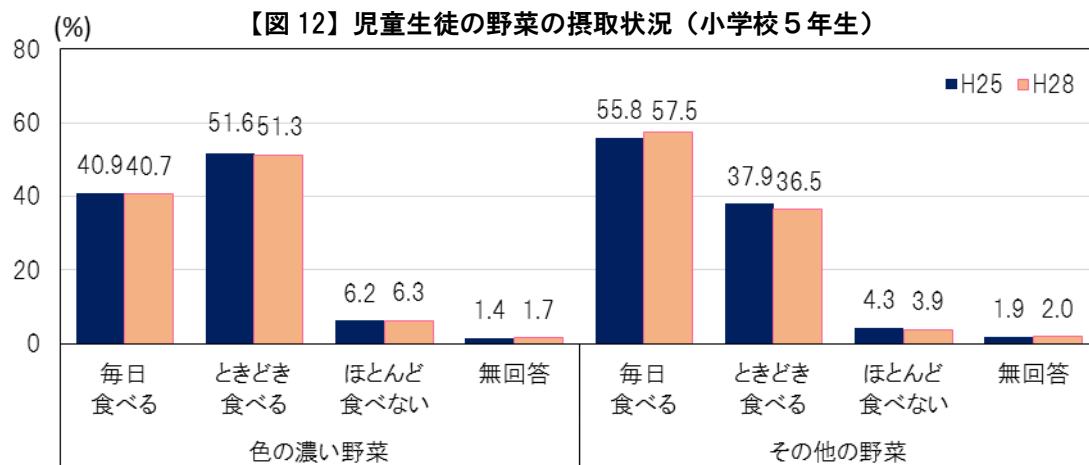
【図11】 バランスの良い朝食を食べて
児童生徒の割合



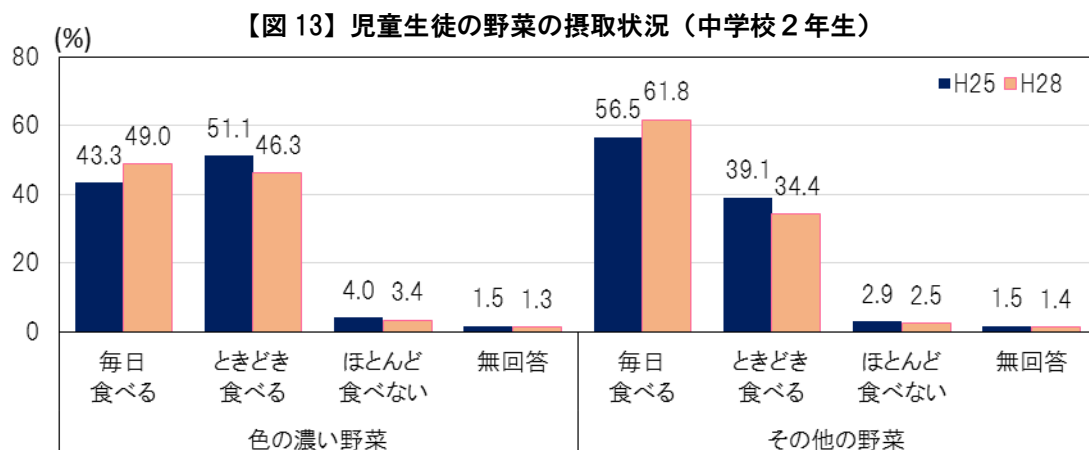
長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」

(3) 野菜摂取量

- 児童・生徒の野菜の摂取状況については、小学校5年生では横ばいの状況ですが、中学校2年生では「色の濃い野菜」と「その他の野菜」とともに「毎日食べている人」の割合が増加傾向にあります。（図12、13）



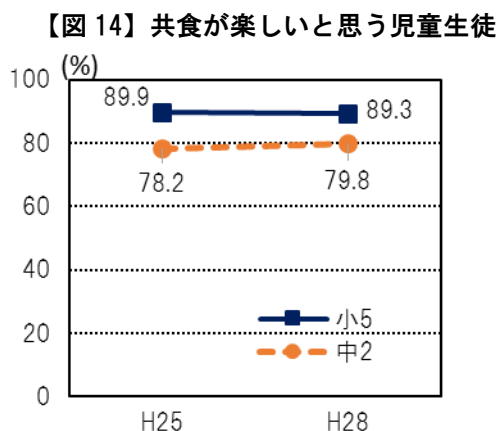
長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」



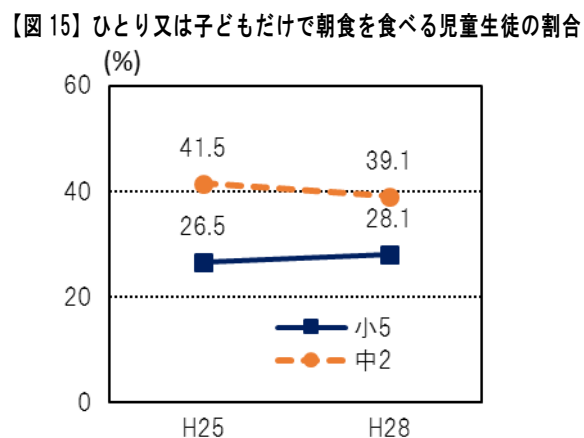
長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」

(4) 共食について

- 共食が楽しいと思う児童・生徒の割合は、小学校5年生で89.3%、中学校2年生で79.8%であり、平成25年度(2013年度)から横ばいの状況です。(図14) また、ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童生徒の割合についても小学生、中学生ともに横ばいの状況です。(図15)



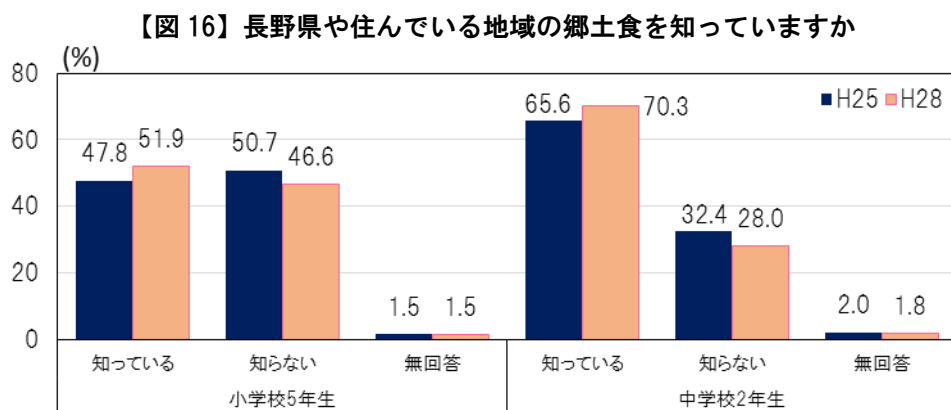
長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」



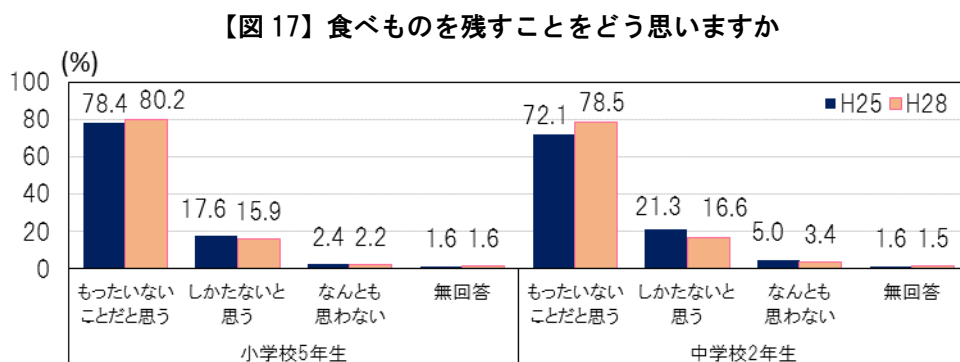
長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」

(5) 児童・生徒の食に関する意識

- 長野県や住んでいる地域の郷土食について「知っている」と答えた小学校5年生は51.9%、中学校2年生は70.3%と平成25年度に比べてそれぞれ増加しています。(図16) また、食べ物を残すことを「もったいないことだと思う」児童・生徒についても、小学5年生は80.2%、中学2年生は78.5%とそれぞれ増加しています。(図17)



長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」



長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」

- 食育の取組は日常生活の基盤である家庭において確実に推進していくことが重要ですが、少子高齢化の進展や世帯構造や社会環境の変化に伴い、生活スタイルが多様化してきている中で、依然として児童生徒の1割程度は朝食を食べていない、約半数はバランスの良い朝食がとれていないという実態があります。

また、児童・生徒が常に家族と一緒に食事をするのが困難な家庭が増えてきているという現実がありますが、「共食」により、コミュニケーションを図ることは食の原点であること、食の楽しさを実感し、食習慣やマナー等を習得する機会であることはいつの時代であっても変わりありません。

そのため、保護者や家庭に対して引き続き「朝食を食べること」や「共食」の重要性を周知するとともに、地域の中で、様々な年代の者が一緒に食卓を囲む機会を持つことによって、食事の大切さや楽しさを子ども達に伝えていく取組への期待が高まっています。

- 一方で、児童・生徒の野菜摂取の状況をみると、中学生では色々な野菜を「毎日食べる」生徒が5%程度増加しているほか、食に関する意識では、小学生、中学生共に地域の郷土食を「知っている」割合や食べ物を残すことを「もったいない」と思う割合が増加していることから、これまで小・中学校で実施してきた食育の取組による成果が現れてきているといえます。そして、この傾向が続くよう引き続き取り組んでいく必要があります。

5 子どもに対する食育の推進体制

- 現在、全ての保育所・幼稚園、小・中学校において、計画的に食育が進められています。引き続き、学校（園）長のリーダーシップの下に全職員が共通理解を持ち、連携・協力して食育を推進していくことが求められています。また、現在の計画についても子どもたちの実態に応じ、適宜見直していく必要があります。
- 子ども達が、生涯にわたり、バランスのとれた食生活を身に付けるためには、子どもたち自身が、食事を準備できるスキルを身に付けられるようにすることが重要です。そのためには幼稚園や保育所、学校、家庭、地域等の関係者が連携・協力して、発達段階に応じた指導や働きかけを進めていく必要があります。
- 自分で食事を整えられない乳幼児や児童を持つ親世代、これから社会人となり親となる前の若い世代への働きかけが特に重要です。

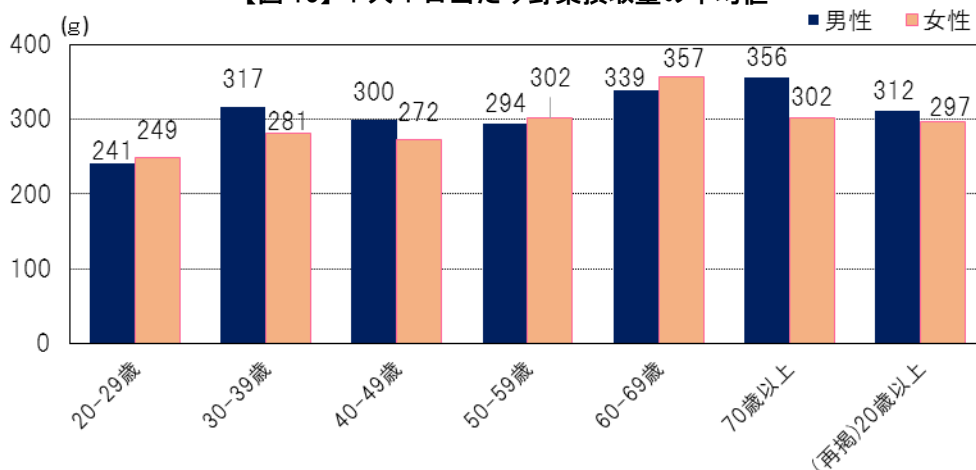
6 20歳～30歳代の食生活

(1) 野菜と果物の摂取量

- 野菜の摂取量については、20歳～50歳代で少なく、特に20歳代の摂取量が少ない状況です。
(図18)

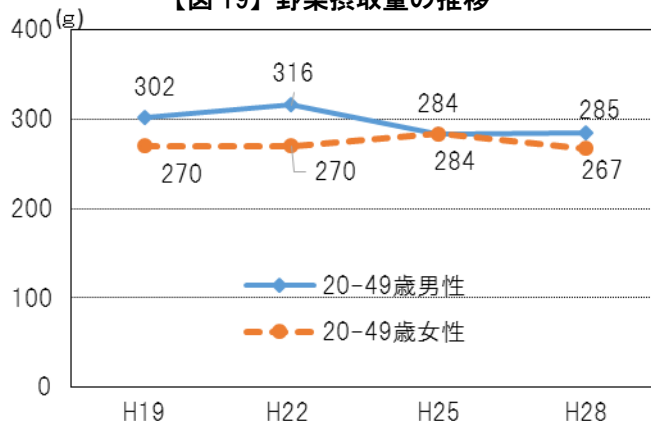
また、経年変化を見ると20歳～40歳代の野菜摂取量は横ばいの状況です。(図19)

【図18】1人1日当たり野菜摂取量の平均値



長野県「平成28年度県民健康・栄養調査」

【図19】野菜摂取量の推移

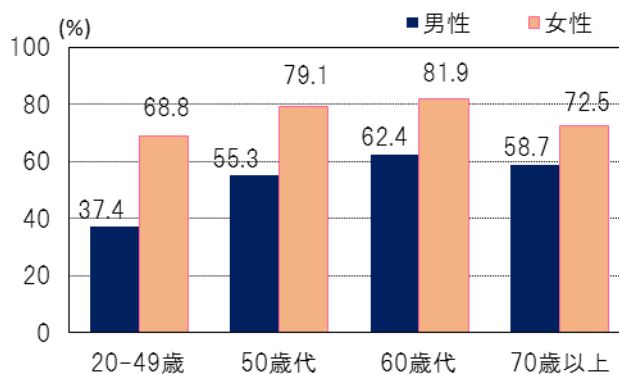


※H19は調査時期が異なるためへ参考値

長野県「県民健康・栄養調査」

- 野菜摂取に対する意識については、20歳～40歳代は、他の年代に比べて「野菜を多く食べる」を心がけている人の割合が低くなっています。(図20)

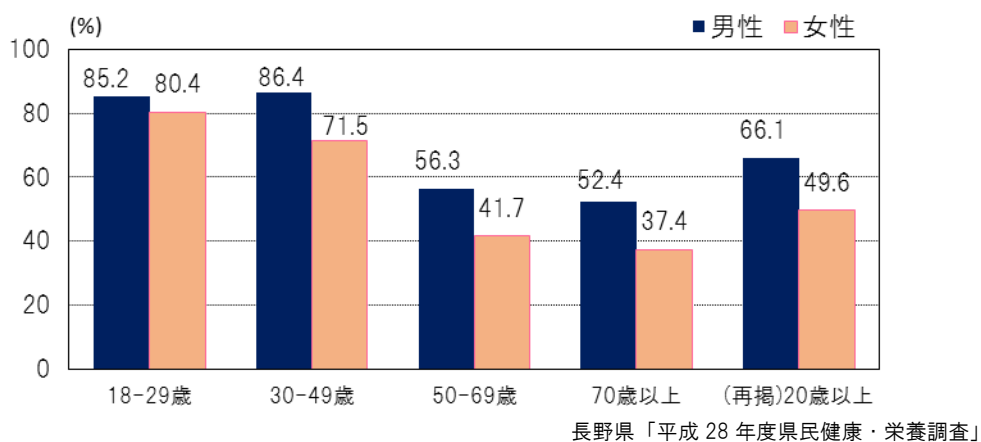
【図20】「野菜を多く食べる」を心がけている人の割合



長野県「平成28年度県民健康・栄養調査」

- 果物の摂取量については、40 歳代未満は 100g に満たない人の割合が他の年代に比べて高くなっています。(図 21)

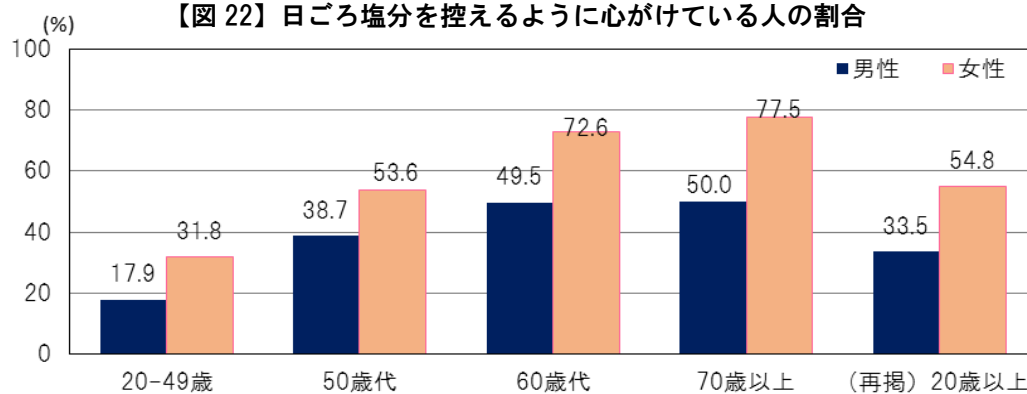
【図 21】「果物摂取量が 100g 未満の人」の割合



(2) 食塩摂取量

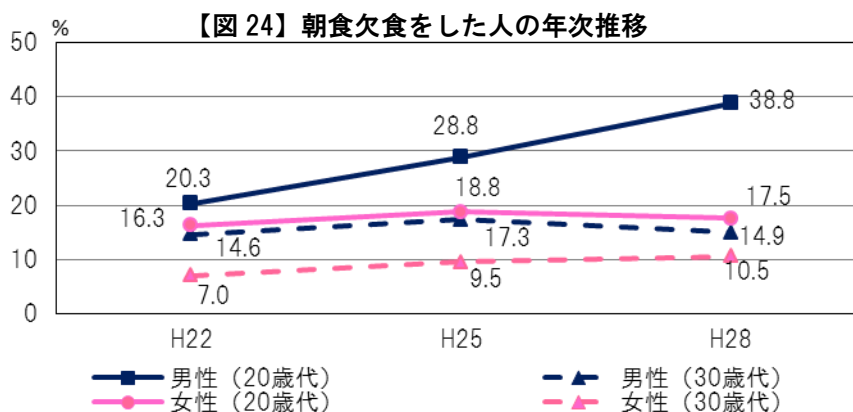
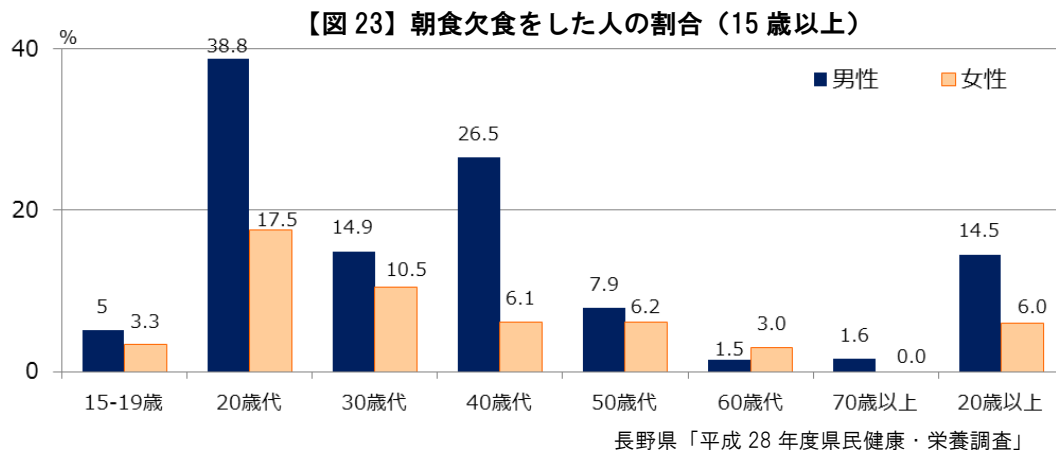
- 「日ごろ塩分を抑えるように心がけている人」については、男女ともに若い世代ほど低くなっていることから、若い頃から意識して薄味に慣れていくような働きかけが必要です。(図 22)

【図 22】日ごろ塩分を抑えるように心がけている人の割合



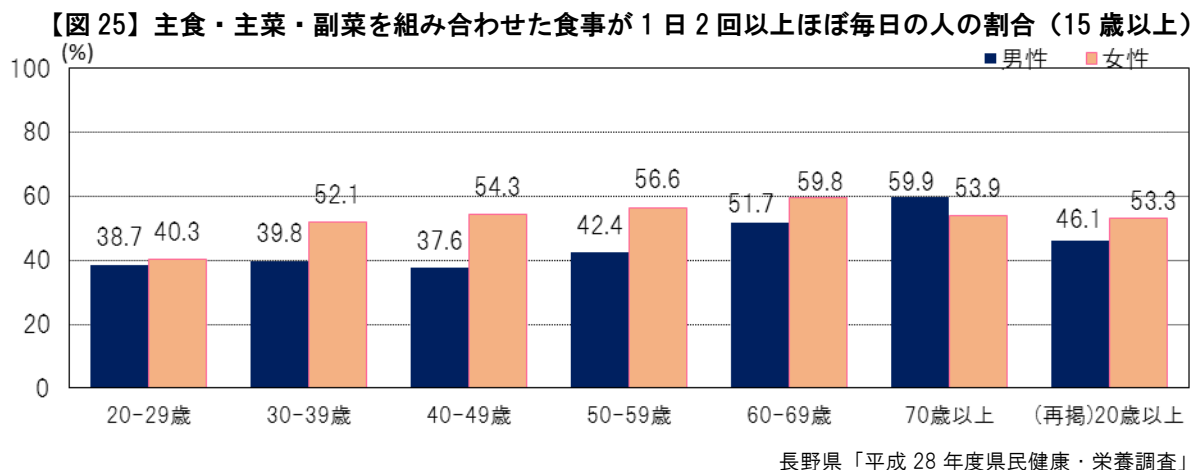
(3) 朝食欠食

- 「朝食を欠食した人」の割合を年代別にみると、20 歳～30 歳代の男女及び 40 歳代の男性が、他の年代に比べ高くなっています。(図 23) 特に、20 歳代男性は、平成 22 年度に比べ増加傾向にあります。(図 24)
- これから社会に出ていく高校生を含め、若い世代に対して、朝食を食べることの重要性について啓発していく必要があります。



(4) 食事のバランス

- 「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をしている人」の割合は、20 歳代男女と 30 歳～50 歳代の男性が、他の年代に比べて低くなっています。(図 25)
- 朝食の欠食者の割合が高いこと、「野菜を多く食べる」、「日ごろ塩分を控える」よう心がけている人が低いことなどから、バランスのとれた食事の普及とともに、朝食を食べる必要性についての意識付けを図るような働きかけが必要です。

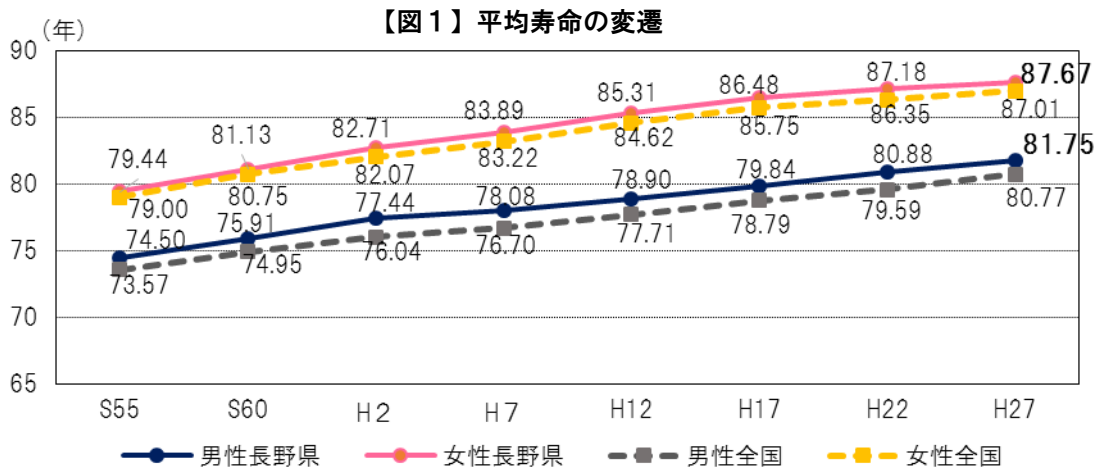


第2節 世界一の健康長寿を目指す食育

1 県民の健康状況

(1) 平均寿命の変化

- 本県の平均寿命は、男女ともに全国トップクラスです。(図1. 表1)



厚生労働省「都道府県別生命表」

【表1】平均寿命の全国順位

(位)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
男 性	3	2	1	1	1	1	1	2
女 性	9	9	4	4	3	5	1	1

厚生労働省「都道府県別生命表」

(2) 健康寿命について

- 健康寿命については、現在3通りの方法で算出されていますが、いずれも平均寿命との差があります。(表2)

【表2】健康寿命の全国順位及び健康寿命と平均寿命の差

(年)

項目	男性			女性		
	全国	長野県		全国	長野県	
平 均 寿 命 (H27)	80.77	81.75	2 位	87.01	87.67	1 位
①日常生活に制限のない期間の平均 (H25)	71.19	71.45	18 位	74.21	74.73	16 位
②自分が健康であると自覚している期間の平均 (H25)	71.19	72.44	2 位	74.72	74.81	26 位
③日常生活動作が自立している期間の平均 (H25)	78.72	79.80	1 位	83.37	84.32	1 位

出典：①「日常生活に制限のない期間の平均」：厚生労働省科学研究班 厚生労働省「国民生活基礎調査」

②「自分が健康であると自覚している期間の平均」：厚生労働省科学研究班 厚生労働省「国民生活基礎調査」

③「日常生活動作が自立している期間の平均」：厚生労働省科学研究班 介護保険の要介護度

(3) 生活習慣病の状況

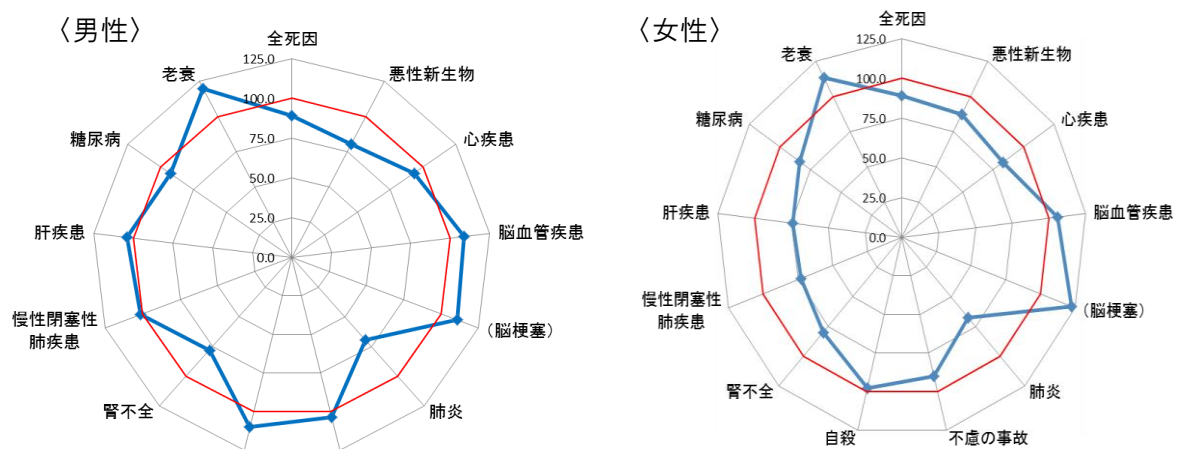
- 平成 27 年（2015 年）の都道府県別年齢調整死亡率は、長野県は全死因において、男女とも全国最低となっています。死因別では、がん及び心疾患は全国と比較して低く、脳血管疾患、特に脳梗塞が全国よりも高くなっています。（表 3．図 2）

【表 3】平成 27 年長野県の死因別年齢調整死亡率（人口 10 万対）・（全国順位）

性別	全死因	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	脳梗塞	糖尿病
男	434.1(47)	132.4(47)	60.8(35)	41.0(16)	20.1(13)	5.1(31)
女	227.7(47)	76.6(46)	28.3(45)	22.2(18)	11.4(9)	2.1(33)

厚生労働省「平成 29 年度人口動態統計特殊報告」

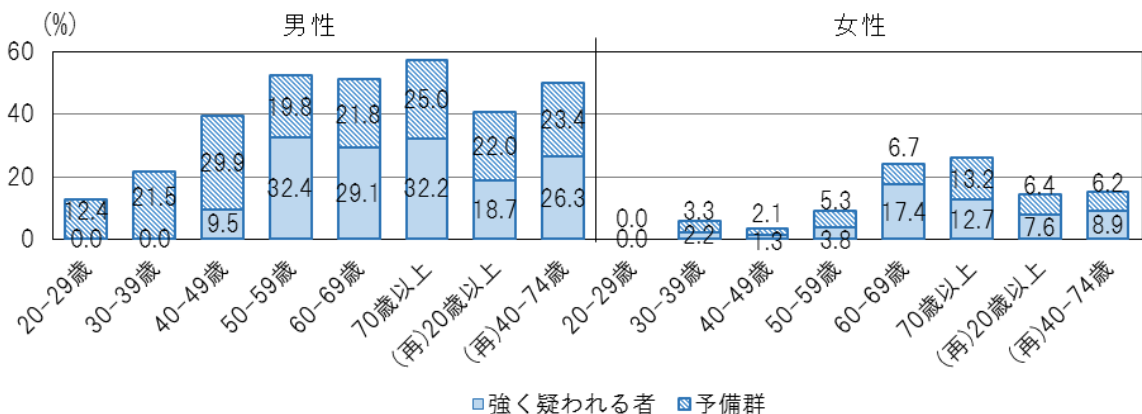
【図 2】平成 27 年の主な死因別年齢調整死亡率（人口 10 万対）の対全国比



厚生労働省「平成 29 年度人口動態統計特殊報告」

- 40 歳～74 歳のメタボリックシンドロームが強く疑われる人及びその予備群の人の割合は、男性は 49.7%、女性は 15.1%という状況です。（図 3）

【図 3】メタボリックシンドロームの状況



長野県「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

※メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が「強く疑われる人」は、腹囲が男性 85 cm 以上、女性 90 cm 以上に該当し、かつ下記 3 項目のうち 2 項目以上に該当する者

①HDL コレステロール 40mg/dl 未満、またはコレステロールを下げる薬または中性脂肪を下げる薬を服用。

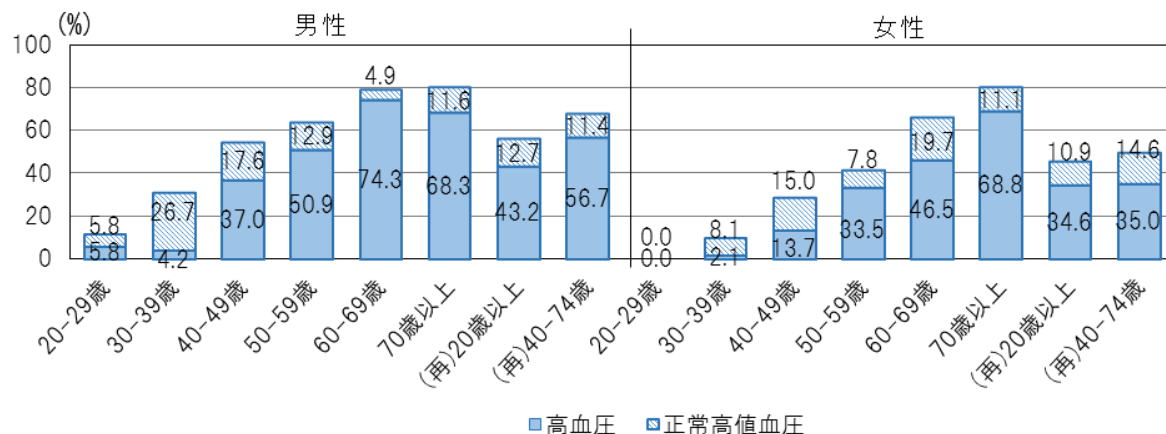
②収縮期血圧 130 mm Hg 以上、または、拡張期血圧 85 mm Hg 以上、または血圧を下げる薬を服用

③HbA1c (NGSP 値)6.0%以上、または、血糖を下げる薬を服用またはインスリン注射使用

※メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の「予備群」は、腹囲が男性 85 cm 以上、女性 90 cm 以上に該当し、かつ上記 3 項目のうち 1 項目以上に該当する人

- 40歳～74歳の高血圧または、正常高値血圧の人の割合は、男性は68.1%、女性は49.6%であり、2人に1人は高血圧または正常高値血圧となっています。（図4）

【図4】高血圧の状況



長野県「平成28年度県民健康・栄養調査」

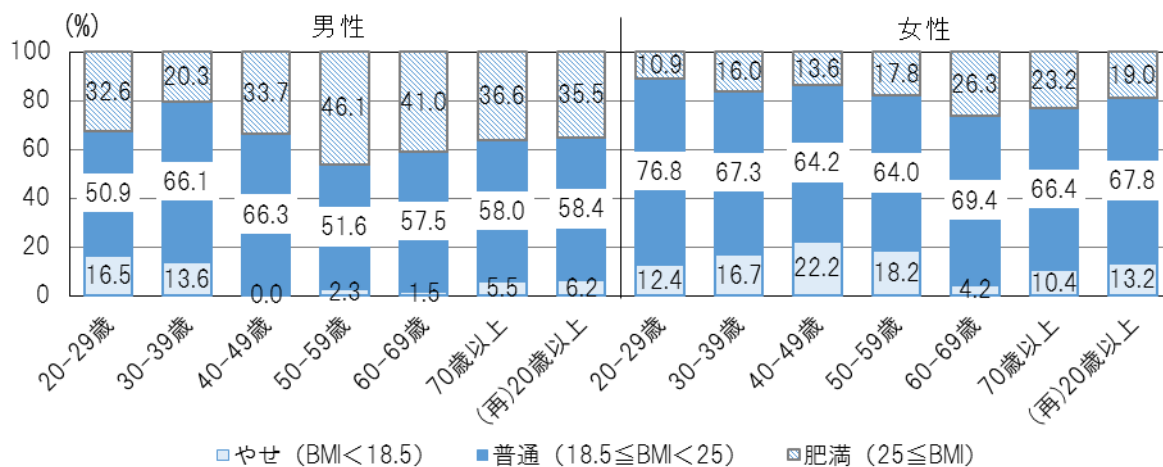
※日本高血圧学会の分類

正常高値血圧	収縮期血圧 130-139mmHg	かつ／または	拡張期血圧 85-89mmHg
高血圧	収縮期血圧 140mmHg 以上	かつ／または	拡張期血圧 90mmHg 以上

(4) 肥満とやせ

- 成人男性の3人に1人は肥満、成人女性の8人に1人がやせとなっています。特に男性では50歳代、60歳代の肥満の割合が高くなっています。（図5）
- 40歳～50歳代は、家庭での食事の他にも、職場での食事や外食・中食において、健康に配慮した食事をするのが重要です。
- 肥満の改善のためには、社員食堂や、飲食店、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなどにおいて、健康に配慮したメニューを提供するなどの食環境整備を進めるとともに、これらのメニューを自ら選ぶように県民に働きかけていく必要があります。

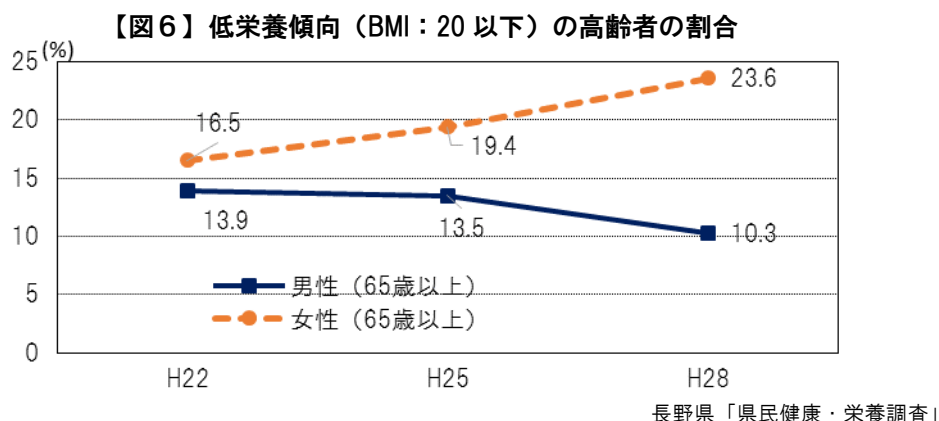
【図5】肥満とやせの状況



※BMI(Body MassIndex)：体重(kg) / 身長(m)²

長野県「平成28年度県民健康・栄養調査」

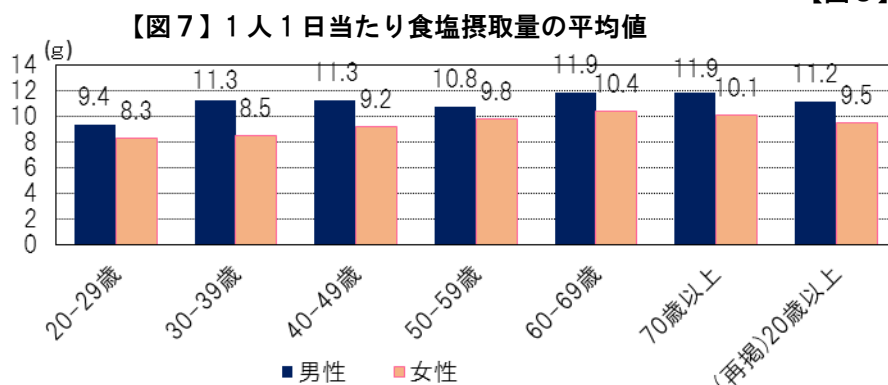
- 「低栄養傾向（BMI:20 以下）の高齢者」の割合は、女性で増加傾向にあります。高齢期になる前（働き盛り世代）から、それぞれの年代に適した食事の内容や量が理解できるよう、行政機関や関係者が連携して普及啓発に取り組む必要があります。（図 6）
- また、現在の高齢者に対しては、市町村等による介護予防を始めとした高齢者対策と連携し、低栄養の予防を図るため、「主食・主菜・副菜」が揃ったバランスのとれた食事を摂るよう支援するとともに、配食サービス等の関係者にも周知し、連携しながら取り組んでいく必要があります。



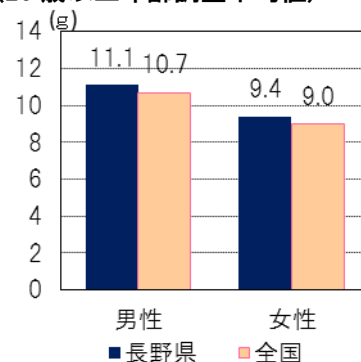
2 県民の食生活の状況

（1）食塩摂取量

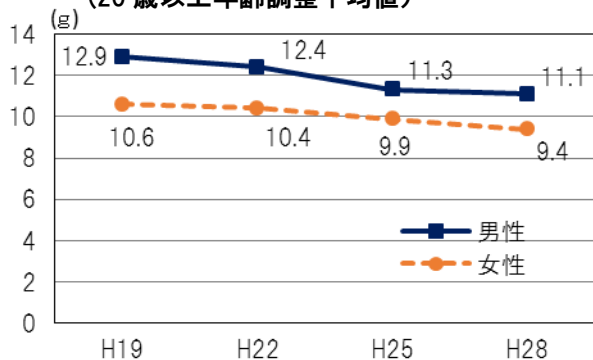
- 成人 1 人 1 日当たりの食塩摂取量は、男性 11.2g、女性 9.5g であり、経年変化を見ると減少傾向にありますが、第 2 次計画の目標値である 9g を上回っています。（図 7、図 9）
- また、全国平均と比較して、男女ともに多い状況にあります。（図 8）
- 「日ごろ塩分を控えるように心がけている人」の割合は、女性は平成 22 年度に比べて大きく増加しました。（図 10）
- 「食塩摂取量」は男女ともに、年々減少傾向にあるものの、脳血管疾患等の生活習慣病予防のためには、引き続き県民運動として「減塩」に取り組んでいく必要があります。



【図 8】食塩摂取量の全国平均との比較
(20 歳以上年齢調整平均値)

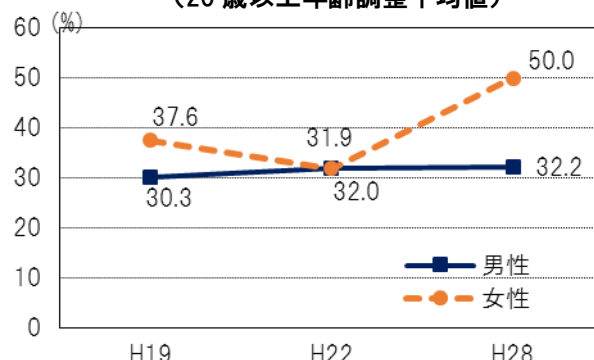


【図 9】食塩摂取量の推移
(20 歳以上年齢調整平均値)



長野県「県民健康・栄養調査」

【図 10】日ごろ塩分を控えるように心がけている人の割合
(20 歳以上年齢調整平均値)



※H25 は調査項目なし

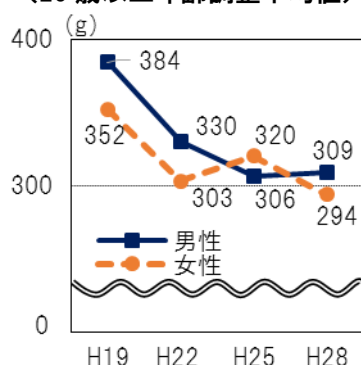
長野県「県民健康・栄養調査」

(2) 野菜摂取量

- 成人 1 人 1 日当たりの野菜摂取量は、平成 22 年度（2010 年度）以降、健康日本 21（第 2 次）の目標値である 350g を下回っています。また、20 歳～50 歳代の野菜摂取量が少なくなっています。

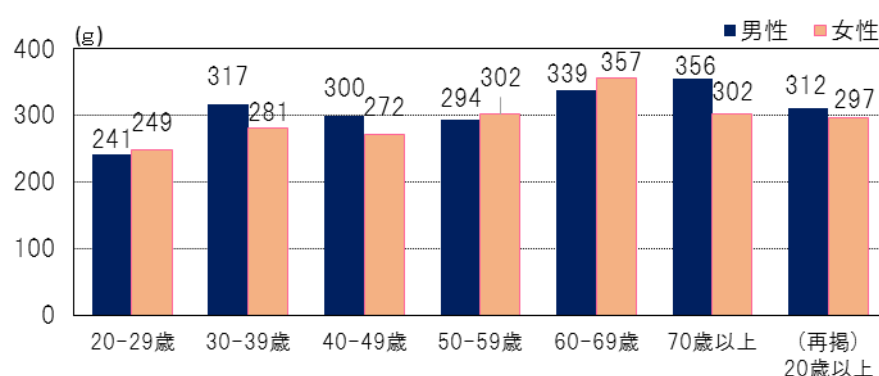
(図 11. 図 12)

【図 11】野菜摂取量の推移
(20 歳以上年齢調整平均値)



※H19 は調査時期が異なるため、参考値
長野県「県民健康・栄養調査」

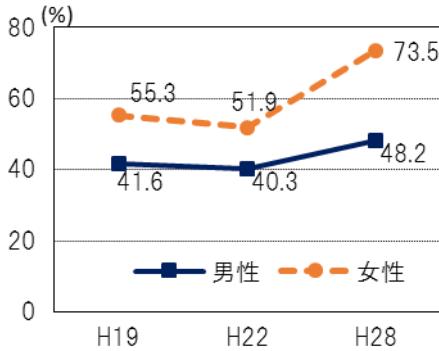
【図 12】1 人 1 日当たり野菜摂取量の平均値



長野県「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

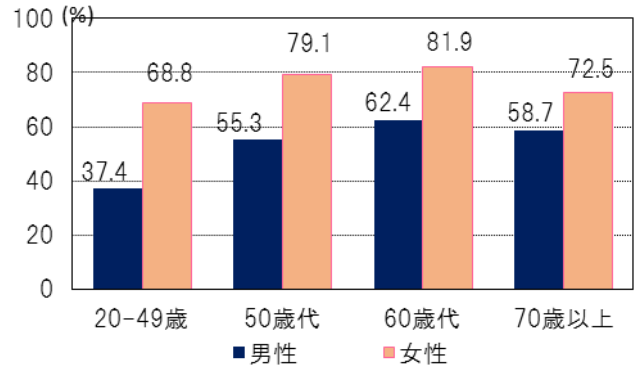
- 「野菜を多く食べる」を心がけている人の割合は、平成 22 年（2010 年）に比べ男女ともに増加傾向にあります。また、「野菜を多く食べる」を心がけている人の割合を年代別にみると、20～49 歳及び 50 歳代の男性は、他の年代に比べて少なくなっています。(図 13. 図 14)
- 生活習慣病予防のためには、「減塩」とともに、引き続き「野菜摂取量の増加」に取り組んでいく必要があります。

【図 13】「野菜を多く食べる」を心がけている人の割合の推移（20 歳以上年齢調整値）



長野県「県民健康・栄養調査」

【図 14】「野菜を多く食べる」を心がけている人の割合

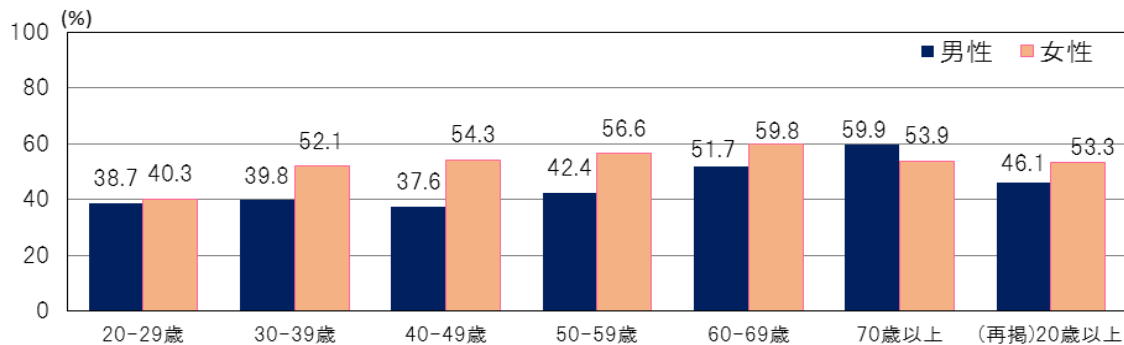


長野県「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

（３）食事のバランス

- 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をしている人の割合は、20 歳代男女と 30 歳～50 歳代の男性が、他の年代に比べて低くなっています。（図 15）

【図 15】主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上ほぼ毎日の人の割合（15 歳以上）



長野県「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

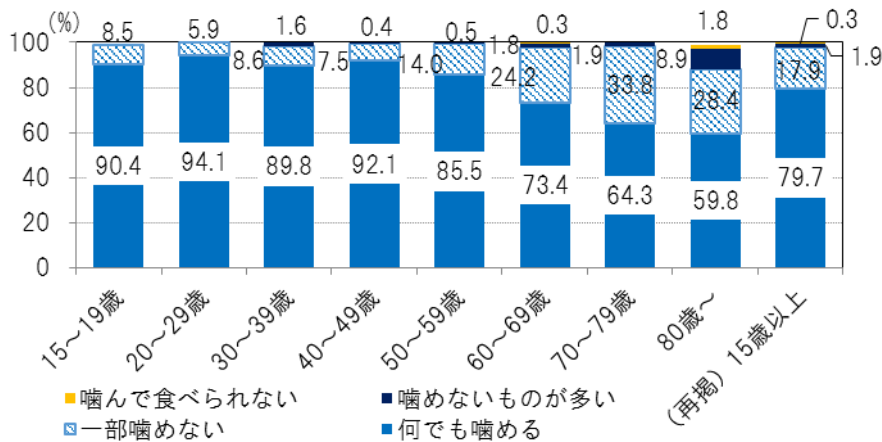
（４）噛むことについて

- 「何でも噛んで食べられる」県民は、全体で 79.7%ですが、60 歳以降は「一部噛めないものがある」「噛めないものが多い」「噛んで食べられない」という人が多くなっています。（図 16）
- 「日頃よく噛むことを意識している人」の割合は、平成 22 年度に比べると増えており、よく噛むという意識のある人は増加しました。（図 17）
- よく噛むことは、むし歯の予防や消化吸収を助けるなど全身の健康に影響を及ぼすため生活習慣病の予防に重要です。また、噛めない食品が増えることは、オーラルフレイル※の兆候として挙げられることから、低栄養を予防するためにもよく噛むことの大切さについて普及啓発する必要があります。

※オーラルフレイル

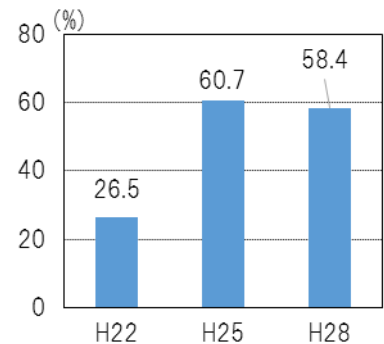
加齢による咀嚼や嚥下等の口腔機能低下の前段階を表す「口のトラブル」

【図 16】咀嚼状態別の割合



長野県「平成 28 年度県民歯科保健実態調査」

【図 17】日ごろよく噛むことを意識している人の割合

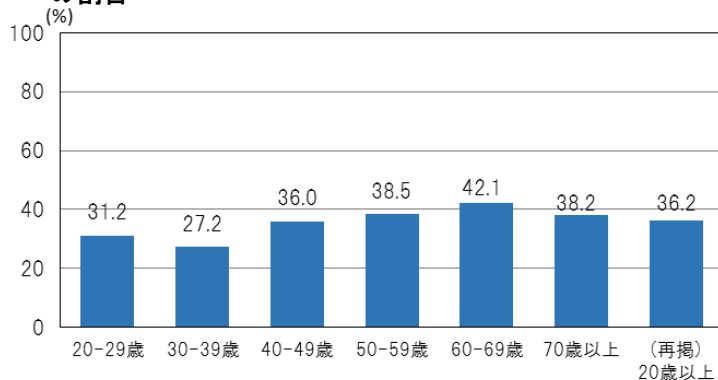


長野県「県民歯科保健実態調査」

(5) 食事バランスガイド等の指針及び栄養成分表示の活用状況

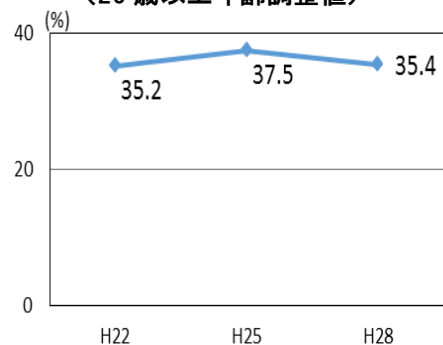
- 食事バランスガイド等の指針を活用している人の割合は 36.2%となっています。経年変化を見ると、横ばいの状況です。(図 18. 図 19)
- 食品購入時等に栄養成分表示を活用している人の割合は、42.8%となっています。経年変化を見ると横ばいの状況です。(図 20. 図 21)
- 栄養成分表示を食事の適量を判断するために活用している人の割合については、31.0%となっています。経年変化を見ると増加傾向にあります。(図 22. 図 23)
- 県民一人ひとりが自分に適した食事の量や内容を選択できるよう、栄養成分表示等の情報を正しく理解するための普及啓発が必要です。

【図 18】食事バランスガイド等の指針を活用している人の割合



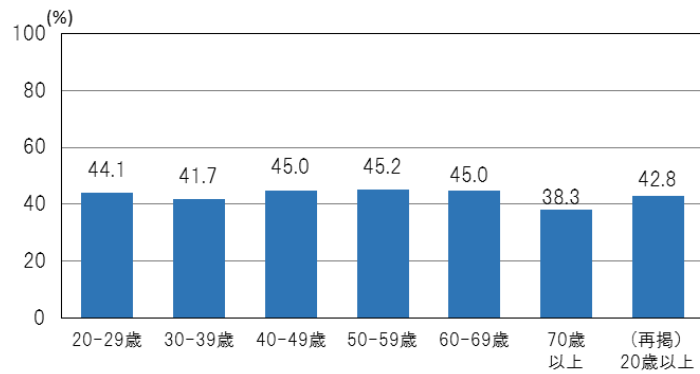
長野県「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

【図 19】食事バランスガイド等の指針を活用している人の割合の推移 (20 歳以上年齢調整値)



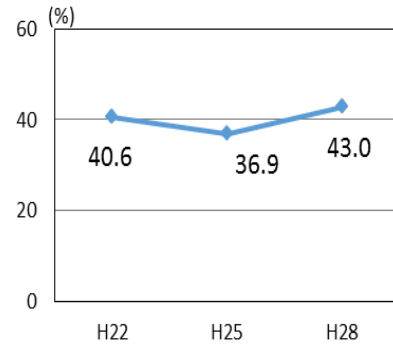
長野県「県民健康・栄養調査」

【図 20】 食品購入時等に栄養成分表示を活用している人の割合



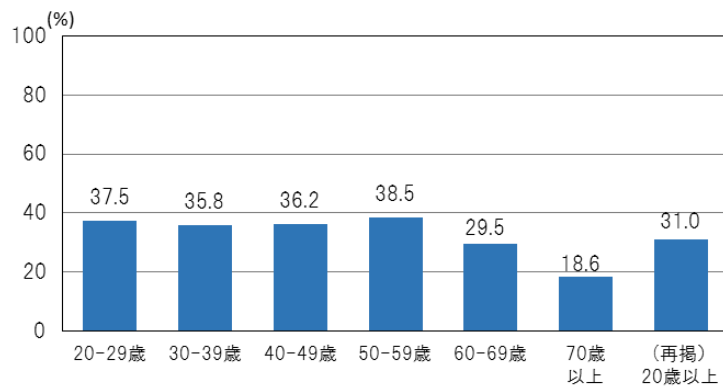
長野県「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

【図 21】 食品購入時等に栄養成分表示を活用している人の割合の推移 (20 歳以上年齢調整値)



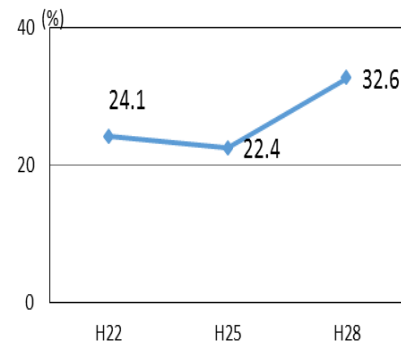
長野県「県民健康・栄養調査」

【図 22】 栄養成分表示を食事の適量を判断するために活用している人の割合



長野県「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

【図 23】 栄養成分表示を食事の適量を判断するために活用している人の割合の推移 (20 歳以上年齢調整値)

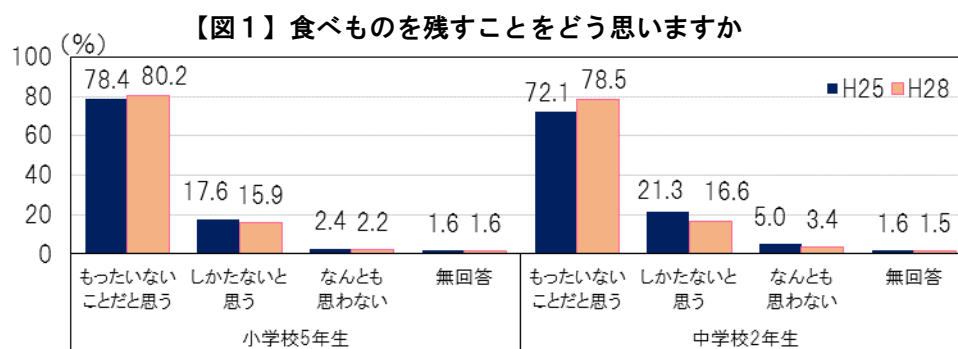


長野県「県民健康・栄養調査」

第3節 食の循環と地域の食を意識した食育

1 食への感謝の心

- 食べ物を残すことを「もったいないことだと思う」児童・生徒の割合は、小学校5年生では3年前に比べて80.2%とほぼ横ばいですが、中学校2年生では78.5%と5%以上増加していることから、引き続き現状を維持できるような取組が必要です。（図1）
- 食べ物への感謝の心を育むためには、動植物の命をいただいていることを認識することや、農業や生産者等への理解を通して食の循環を意識することが重要であり、そのために、子ども達や生産者との交流、市町村で取り組まれている農業小学校、関係機関・団体で取り組まれている収穫体験等の農業体験活動や、学校給食等への信州農畜産物の活用の理解促進などが必要です。



長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」

2 信州農畜産物への関心と地産地消の推進

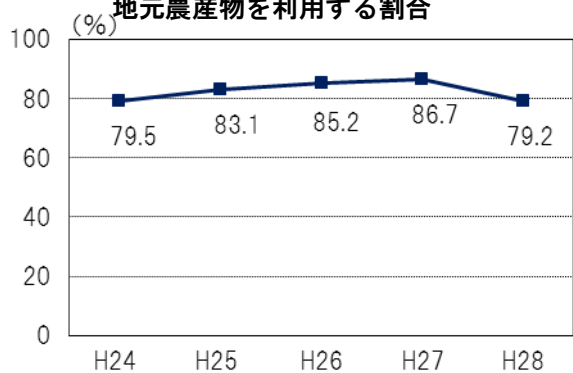
- 「家庭で料理を作る際に、時々地元農産物を利用する割合」はほぼ横ばいに推移しています。（図2）
- 本県農畜産物の魅力を県民一人ひとりが共有し、内外に情報発信することを目指した「おいしい信州ふーど※」の認知度は、平成24年度（2012年度）と比較して増加しています。（図3）
- 農産物直売所の開設数は、横ばいの状況です。
- 学校給食における信州農畜産物の利用率は、学校関係者・流通関係者との連携・協力により増加しています。（表1）
- 「地産地消」についての県民の意識は高まっているものの、国全体で見ると食料自給率は低下傾向であることから、引き続き県産農産物のPRを行うなど、利用につながる情報提供を継続して行う必要があります。（図4）

※おいしい信州ふーど

本県の素晴らしい農畜産物の魅力を県民一人ひとりが共有し、それぞれが情報発信する県民運動として平成23年から取組を開始しているもの

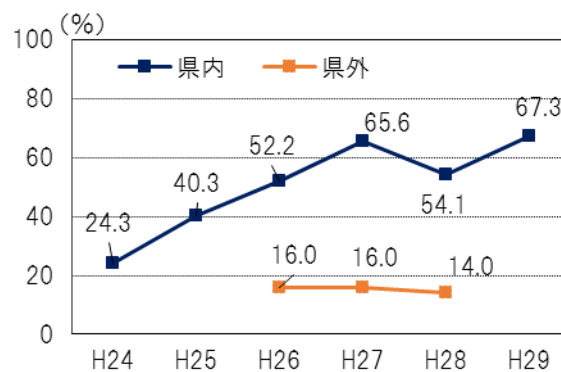
県内で生産された農畜水産物及び主原料が信州産の加工食品、信州に根差した郷土食、加工食品のいずれかと定義し、信州ならではの食を広く取り込み発信

【図2】家庭で料理を作る際に、時々は
地元農産物を利用する割合



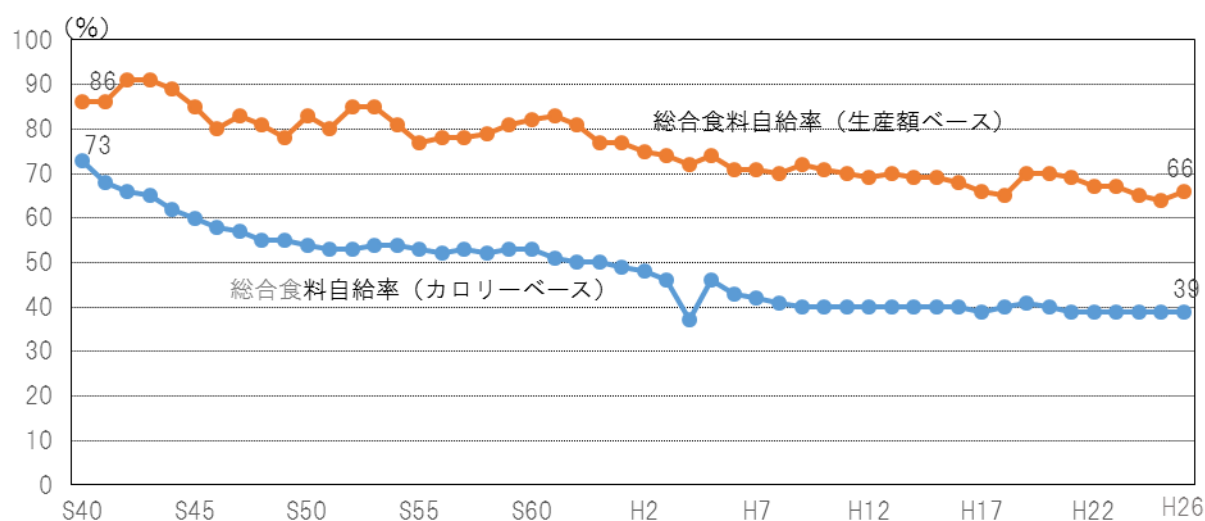
県政モニター調査

【図3】「おいしい信州ふード」の認知度



県政モニター調査

【図4】食料自給率の推移



食料需給表(農林水産省)

【表1】農産物直売所・学校給食での県産農産物利用率

	平成 25.年	26 年	27 年	28 年	29 年
農産物直売所数（店）	827	809	788	805	—
学校給食での県産農産物利用率（%）	42.6	43.8	44.3	45.7	45.9

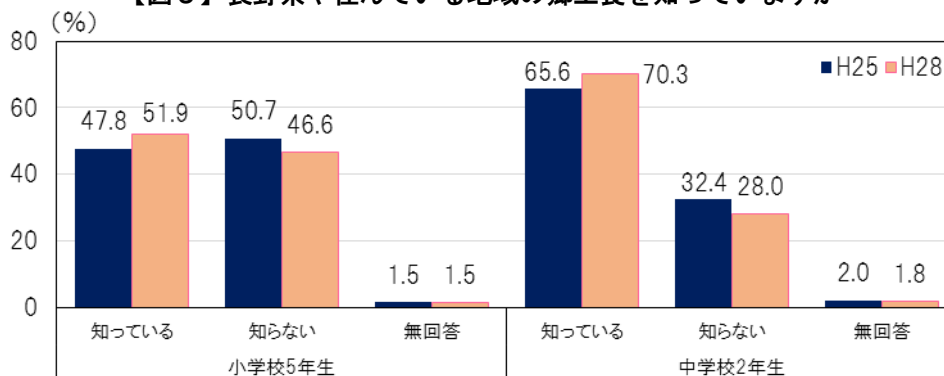
3 食文化の継承

- 小学校5年生の 51.9%、中学校2年生の 70.3%は、長野県や地域の郷土食を「知っている」という状況であり、平成 25 年度（2013 年度）と比較するといずれも増加傾向にあります。

（図 5）

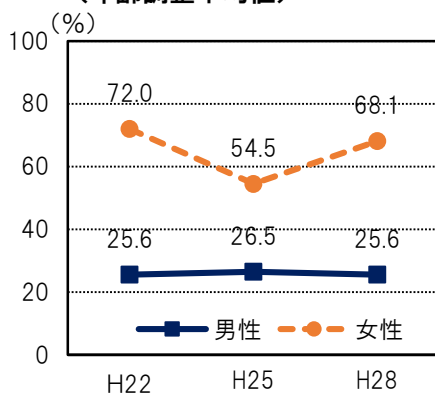
- 「作ることができる郷土料理や伝統食が 1 種類以上ある」県民の割合については、横ばいの状況です。年代別にみると、20 歳代までの女性は低く、男性はすべての年代において低くなっています。（図 6、図 7）

【図 5】長野県や住んでいる地域の郷土食を知っていますか



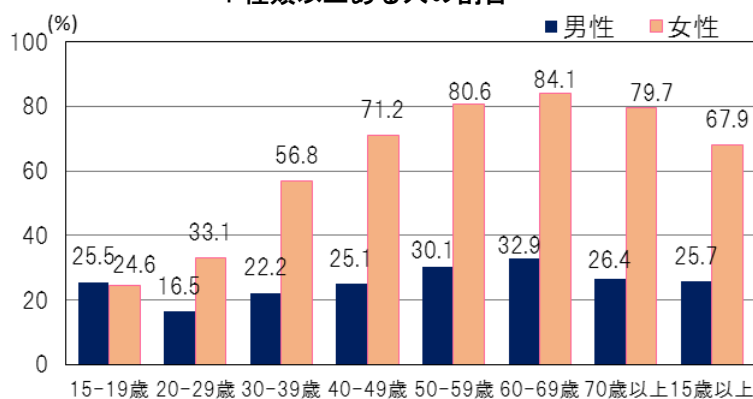
長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」

【図 6】作ることができる郷土料理や伝統食が 1 種類以上ある県民の割合の推移（年齢調整平均値）



長野県「県民健康・栄養調査」

【図 7】作ることができる郷土料理や伝統食が 1 種類以上ある人の割合



長野県「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

- 日本の料理は、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっています。「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する習わしは「和食：日本人の伝統的な食文化」として平成 25 年（2013 年）にユネスコの無形文化遺産※に登録されました。

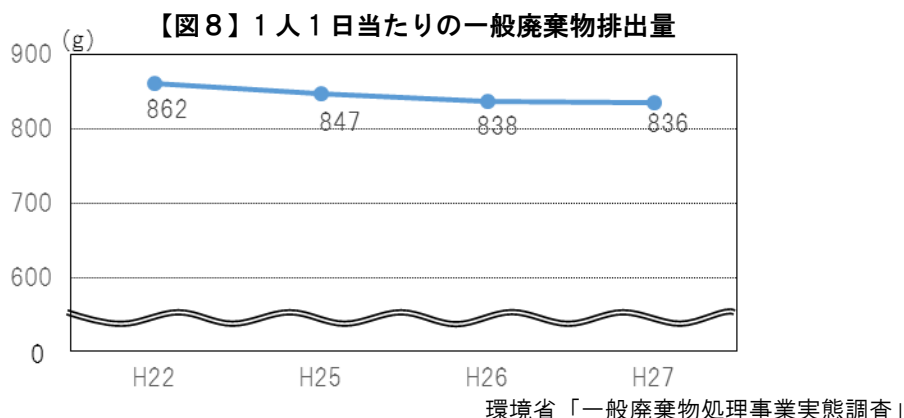
- 地域の食文化を継承するためには、子どもを始めとして、意識の低い若い世代や男性に対して、食育ボランティアや関係団体等により、郷土食・伝統食をその由来や謂れと併せて伝えていくことが必要です。また、地域の産物を使った料理体験の場を提供していく必要があります。

※無形文化遺産

芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。

4 環境への配慮と良好な生活環境の形成と廃棄物の発生抑制

- 「1人1日当たりの一般廃棄物排出量」については、平成22年度（2010年度）と比較して減少傾向にあります。近年は横ばいの状況です。（図8）
- 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の平成28年度（2016年度）の店舗数については、617店舗となり、平成25年度と比較して300店舗以上増加しました。（表2）
- 宴会・外食及び家庭から発生する食品ロスを含めた一般廃棄物排出量削減に向けて引き続き取り組む必要があります。



【表2】「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数

	平成 25.年度	26 年度	27 年度	28 年度
「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数(店舗)	279	289	440	617

長野県環境部

5 安全な食品の提供と食品表示

- 食品衛生法に基づき、長野県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品事業所への立入検査、流通食品等の検査等を実施し、食品の安全性の確保を図っています。
- 県民が食品の安全性について正しく理解し、適切に食品を選択する力を身に付けることができるよう、食品の安全性に係る情報や食品表示について機会をとらえて普及啓発を行う必要があります。

- 県民が自分に必要な食品を適切に選択できるように、適正な表示がされる体制を強化する必要があります。

ユネスコ無形文化遺産に登録「和食：日本人の伝統的な食文化」とは

2013 年に「和食日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。これは、料理そのものだけでなく「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」全体が登録されたものです。

和食の4つの特徴として挙げられているものは以下のとおりです。

(1) 多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重

日本の国土は南北に長く、海、山、里と表情豊かな自然が広がっているため、各地で地域に根差した多様な食材が用いられています。また、素材の味わいを活かす調理技術・調理道具が発達しています。

(2) 健康的な食生活を支える栄養バランス

一汁三菜を基本とする日本の食事スタイルは理想的な栄養バランスと言われています。また、「うま味」を上手に使うことによって動物性油脂の少ない食生活を実現しており、日本人の長寿や肥満防止に役立っています。

(3) 自然の美しさや季節の移ろいの表現

食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現することも特徴のひとつです。季節の花や葉などで料理を飾りつけたり、季節に合った調度品や器を利用したりして、季節感を楽しみます。

(4) 正月などの年中行事との密接な関わり

日本の食文化は、年中行事と密接に関わって育まれてきました。自然の恵みである「食」を分け合い、食の時間を共にすることで、家族や地域の絆を深めてきました。

(農林水産省ホームページより)

第4節 信州の食を育む環境づくり

1 食育推進体制の構築

(1) 信州の食を育む県民会議の設置

- 平成18年(2006年)3月の県議会において、「長野県食と農業農村振興の県民条例」が制定され、その中で食育の推進が謳われました。
- 条例制定後、県議会議員が主導して、関係する機関・団体等も含めた「長野県食育推進会議」を設立(事務局:長野県農業協同組合中央会)し、衛生部(現健康福祉部)、農政部、教育委員会も加わり、平成23年度(2011年)まで長野県における食育推進の主体となってきました。
- この間の平成20年(2008年)3月に、長野県では「長野県食育推進計画」を策定し、長野県食育推進会議と連携・協力して食育に取り組んできましたが、更なる食育の推進を図るため、平成24年(2012年)5月、長野県食育推進会議の趣旨と取組を引き継ぐ形で、「信州の食を育む県民会議」を新たに設置し、県民挙げての食育の推進に努めています。

(2) 信州の食を育む県民大会の開催

- 県民の食育への関心を高めるために、平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)まで、県と「信州の食を育む県民会議」の連携により、毎年県下各地で県民大会を開催してきました。

また、平成26年度(2014年度)には第9回食育推進全国大会を長野市において開催しました。

(表1)

【表1】信州の食を育む県民大会の開催状況

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催 テーマ	減塩運動の これまでと これから	みんなで 考えよう! 「信州の食」 の魅力	健康長寿は 食育から (第9回食育 推進全国大 会)	健康長寿に 向けた健康 づくりの取 組	「健康に食 べる」 ～健康長寿 を目指した 食育の推進 ～	信州の食育 をつなげよ う ～若者、子育 て世代への 発信～
開催地	長野市	安曇野市	長野市	長野市	伊那市	上田市

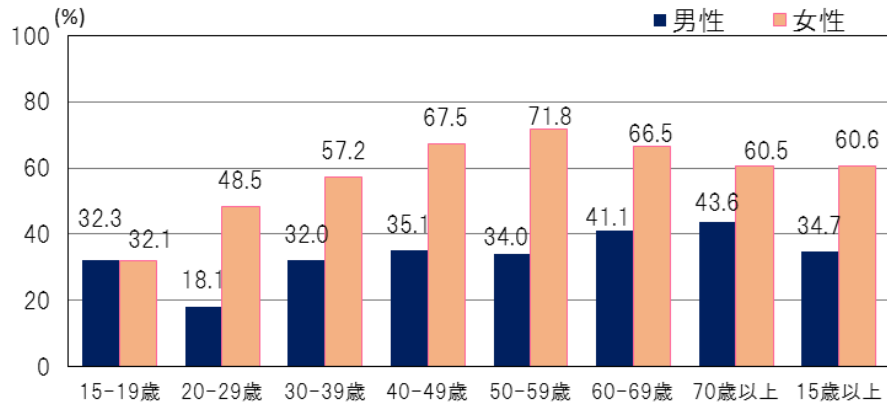
2 県民運動の展開

(1) 県民への普及啓発

- 15歳以上の県民のうち、男性では約3割、女性では約6割が食育に関心を持っていますが、若い世代ほど食育への関心が低い状況にあります。家庭や地域における食育を推進するためには、今以上に食育に関心のある県民を増やす必要があります。(図1)

特に、男性と次代を担う若い世代に食育への関心を高める必要があります。

【図 1】 食育に関心のある県民の割合



長野県「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

- また、地域の食育活動の活性化を図るため、県下 10 圏域において「地域食育フォーラム」を開催し、先進的な食育活動等の発表と関係機関・団体の情報交換を行いました。（表 2）

【表 2】 地域食育フォーラムの開催状況

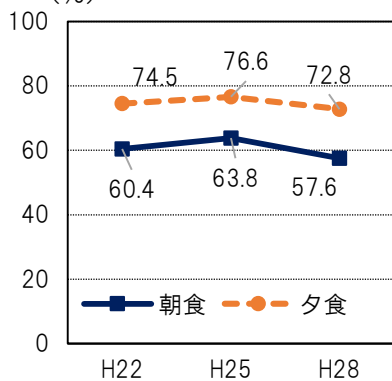
	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
回 数 (回)	10	10	10	10	10
参加者数(人)	1,324	1,275	1,082	1,223	1,312

長野県健康福祉部

（２）家庭における食育の推進（共食について）

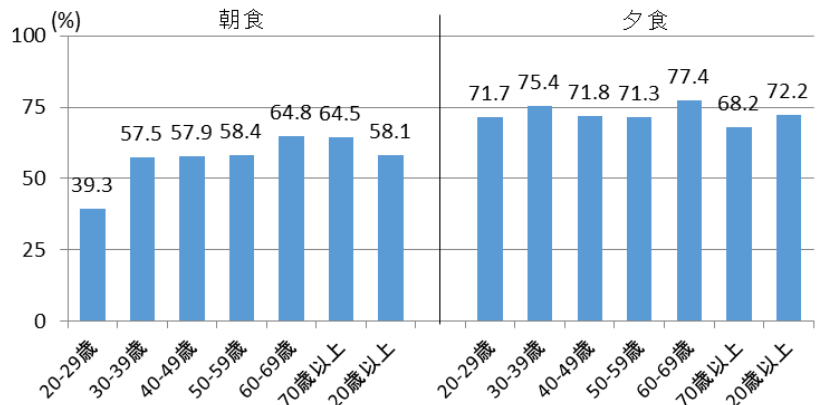
- 食に関する情報や知識、伝統や文化は、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきましたが、社会環境の変化や生活習慣の多様化等により、食に対する意識の希薄化が進み、家庭における食育が難しくなっています。
- 家庭において「家族や友人等 2 人以上での食事、楽しい食事をする者」の割合は、朝食は約 6 割、夕食は約 7 割で、平成 22 年度から横ばいの状況にあります。また、20 歳代の男性が少ない状況です。（図 2、図 3）
- 家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」は、食育の原点でもあり、家庭は子どもへの食育を推進していく大切な場であることから、家族との「共食」を可能な限り推進していく必要があります。特に子どもの共食については、親への働きかけが重要です。
- 共働き世帯や単独世帯の増加など、世帯の状況が変化しており、家族で一緒に食べることが困難な世帯も見受けられることから、家庭以外でも、ボランティアや食育関係者の協力・支援を得ながら、地域の方々と一緒に食べる機会を増やし、食育を伝えることも必要になっています。

【図2】家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする者の割合の推移
(%) (20歳以上年齢調整値)



長野県「県民健康・栄養調査」

【図3】家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする者の割合（朝食・夕食）



長野県「平成28年度県民健康・栄養調査」

3 食育の連携協力体制

- 長野県では、「信州の食を育む県民会議」及び「地域食育連絡会議」において、また市町村では「食育推進会議」などにおいて、食に係る地域の課題について、関係者と情報交換し検討を進めるなど連携を図っています。
- また、飲食店や宿泊施設等と連携して平成22年度（2010年度）から「健康づくり」「地産地消・食文化の継承」「環境への配慮」の3つの取組を実践し、総合的に食育に取り組んでいる店舗等を「3つの星レストラン」として登録しています。さらに、平成26年度（2014年度）からはスーパーやコンビニ等で販売される弁当においても「健康づくり」「地産地消・食文化の継承」の基準を満たす場合に「信州ACE（エース）弁当」として登録しています。（表3）
県民が、普段の生活の中で、一人ひとりに適した食事の選択ができ、地域でとれた農畜産物を食べられる飲食店や宿泊施設を拡大することにより、食育が実践できる環境を整備するとともに、県民の食育への関心を高める取組を進めています。
- 医療機関や福祉施設、事業所、保育所、学校等の給食施設においても、食に関する教室の開催や、献立表・給食だより等を活用して栄養成分や食文化に関する情報を提供するなどの取組を進めています。
- さらに食育を推進するためには、より多くの関係者が連携して、事業を展開していく必要があります。そして、地域において関係機関や団体が協力して活動することを通じ、地域全体の食育に対する意識を高めることが必要です。
- また、それぞれの機関・団体が行っている食育の取組の成果を発表する場を設けることにより、効果的な取組を県下に普及するとともに、食育に関する関係者と地域住民との交流の場を提供するなど、食育活動への理解を深めていく必要があります。

【表3】健康に配慮したメニューの提供を行う飲食店及び販売店（単位：店舗）

	平成26年	27年	28年
飲食店	76	101	116
スーパー・コンビニエンスストア	431	709	708

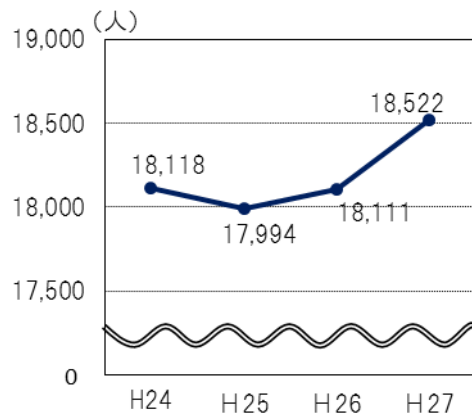
長野県健康福祉部

4 食育推進のための人材育成

(1) 食育ボランティアの育成と活動の促進

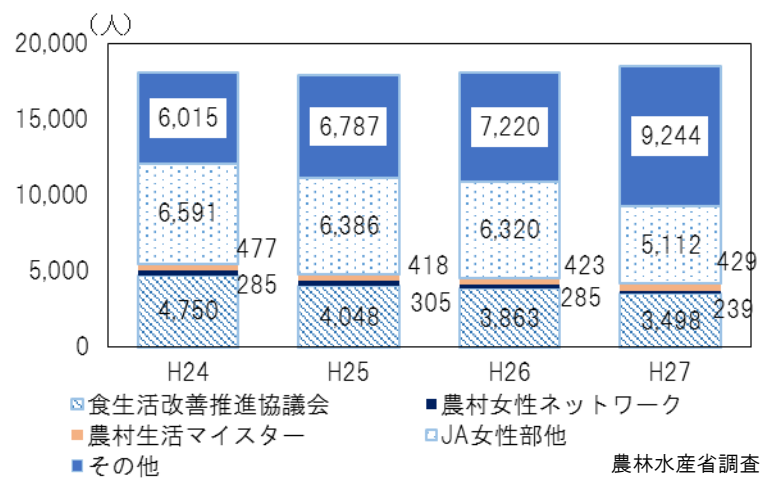
- 食育ボランティアの数は年々増加していますが、人口減や高齢化により会員数が減少傾向にある団体があります。県民運動としての食育を推進するためには、地域において生産から調理、廃棄等様々な食育体験の場を提供できる食育ボランティアが不可欠です。(図4. 図5)
- 県民が食育ボランティアとして活動できるよう、参加のきっかけとなる仕組みづくりや働きかけを行うほか、養成・育成講座等を開催する必要があります。
- また、食育ボランティア等と若い世代が交流し、食生活について学び、若い世代からも様々な世代へ「食」を発信する取組が必要です。

【図4】食育ボランティア数の推移



農林水産省調査

【図5】食育ボランティアの内訳推移



農林水産省調査

(2) 食育の専門知識を有する人材の育成と活動

- 県では、食育関連事業に携わる管理栄養士等や、食に関する業務を行う給食施設関係者等に対して、研修会を開催し、それぞれの専門的立場から食育に取り組む人材の育成に努めています。(表4)

【表4】管理栄養士等及び給食施設関係者の研修会開催状況(回数、参加人数等)

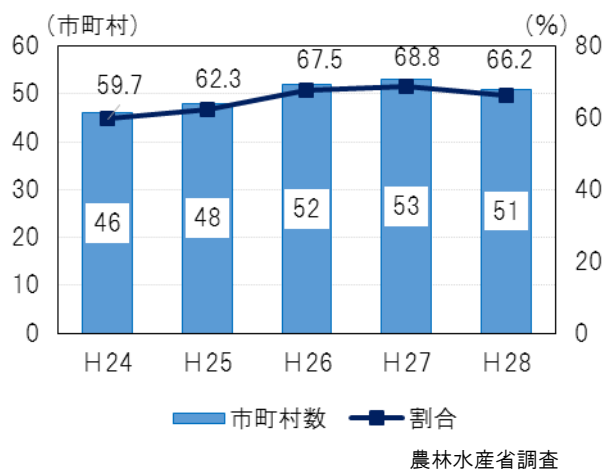
		平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
市町村管理栄養士等への研修会	回	68	64	65	71	87
	人	1,053	893	1,099	1,125	954
特定給食施設*従事者等への研修会	回	34	51	53	43	33
	人	2,384	2,574	2,858	2,653	2,316

*特定給食施設：健康増進法に基づく特定の者に対し継続的に1回100食、1日250食以上の食事を提供する給食施設

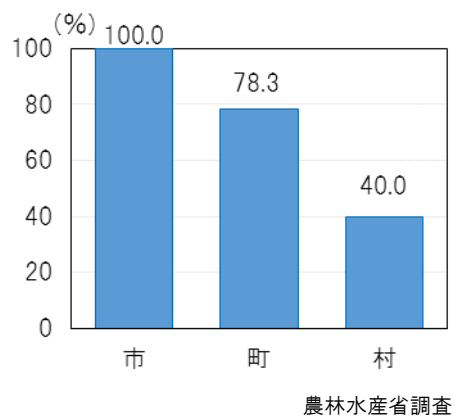
5 市町村食育推進計画の作成状況と連携

- 食育推進計画を策定している市町村数は51で、全市町村での策定に至っていません。特に人口規模が小さい村における策定割合が低くなっています。(図6. 図7)
- すべてのライフステージに対して、かつ、住民に身近なところで食育を進めていくためには、それぞれの地域の課題や実情に沿って、計画的に食育を推進する体制を整える必要があります。

【図6】市町村計画の策定割合・市町村数



【図7】市町村計画の市町村別策定割合



第3章

食育推進の基本理念と目指すべき姿

第 1 節 基本理念

～信州の食でつながる、人づくり・地域づくり～

本県は、県民の平均寿命、高齢者の就業率、医療費等において、全国的にトップレベルにあることから、健康長寿県として注目されています。

しかし、高齢化の進展、ライフスタイルや家庭状況の変化に伴い、若い世代の朝食欠食や野菜の摂取不足、働き盛り世代の生活習慣病や高齢者の低栄養の増加などが食生活の課題となっています。

さらに、子どもの食をめぐる現状では、家族が共に食事をする「共食」の機会が減り、これまで家庭の中で引き継がれてきた食事の大切さ、楽しさ、マナー、食べ方、食文化などが次世代に伝わりにくくなってきています。特に、「共食」によりコミュニケーションを図ることは、食の楽しさを実感し、食習慣やマナーなどを習得する機会となりますが、家庭の状況が多様化している現状を踏まえると、家庭だけでなく学校や地域の食育ボランティア等、様々な関係者が連携し、「共食」の機会を設けて「食」の大切さを伝えていくことが必要です。

また、生産者など食に関わる人や、動植物の命をいただいているということへの感謝の念を深めるため、多くの関係者により「食」が支えられていることを理解することが重要です。そのためには、食品の安全性の確保を始め、生産から消費、廃棄に至るまでの一連の「食」の循環を意識しながら、地産地消やバランスのとれた食事などの様々な体験活動を通じて、一人ひとりが主体的に「学び」、実践することが大切です。

これらの食育の実践を子どもから高齢者まで途切れることなく進めるためには、関係者の参画と協働のもとに食育の推進体制整備を進めるとともに、食育ボランティアの活動など「自治の力」を生かした取組を展開していく必要があります。

これまで長野県では、食育推進計画策定時から、食育を「人づくり」とであると位置づけ、「健康長寿」という身体的な側面と「人間形成」という精神的な側面から取り組んできました。

今回の第3次計画においては、これまでの取組と現在の食を取り巻く様々な状況を踏まえ、生涯にわたる心身の健康増進と豊かな人間形成を育むための「人づくり」に引き続き力を入れるとともに、「自治の力」を生かし、地域において皆でつながって食育を進めるために「地域づくり」という視点を加え、もう一つの理念とすることとしました。

そして、「信州の食でつながる、人づくり・地域づくり」を基本理念として掲げ、その達成に向けて粘り強く取り組むこととします。

第2節 基本分野と目指すべき姿

基本理念を実現するために4つの基本分野を設定し、それぞれの「目指すべき姿」を下記のとおりとします。

そして、これらの「目指すべき姿」を実現するため、県民、関係機関・団体及び県がそれぞれ取り組むことを、第4章に明記しています。

なお、この計画は「長野県総合5か年計画」を推進するための個別計画であることから、持続可能な開発目標（SDGs）※と関連し、「すべての人に保健と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「つくる責任つかう責任」「陸の豊かさを守ろう」「パートナーシップで目標を達成しよう」の目標達成に向けて推進します。

信州の食でつながる、人づくり・地域づくり

基本分野ごとの目指すべき姿

若い世代への食育

- 子どもの親や、20歳～30歳代の若い世代が、食育に関心を持ちます。
- 家族や友人、地域などで様々な人たちと一緒に楽しく食事をする機会を持ちます。
- 幼児期から、毎日朝食を食べることを始めとして、基本的な生活習慣を身に付けます。
- 小中学生や高校生及び20歳～30歳代の若い世代が、自分に必要な食事を選択できるような知識を持ちます。
- 子ども達が、バランスのとれた食事を準備できるスキルを身に付けます。

世界一の健康長寿を目指す食育

- 肥満（BMI25以上）とやせ（BMI18.5未満）の人が減少し、適正体重を維持する人が増加します。
- 低栄養（BMI20以下）の高齢者（概ね65歳以上）が減少します。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる人・予備群の人の割合が減少します。
- 成人の糖尿病が強く疑われる人・予備群の割合が減少します。
- 成人の高血圧者・正常高値血圧の人の割合が減少します。
- 何でも噛んで食べられる人が増加します。

食の循環と地域の食を意識した食育

- 地域の農畜産物や食文化への関心を持ち、信州農畜産物の利用などによる郷土への理解を深めます。
- 食に関する感謝の気持ちを持ちます。
- 食品ロスの削減に取り組めます。
- 食品に関する信頼できる情報に基づき、適切な判断をし、健全な食生活を行うことのできる知識を持ちます。

信州の食を育む環境づくり

- 県民が食育に関心を持っています。
- 食育ボランティアの活動に参加する県民が増加します。
- 生産から消費に至るまでの食に関する様々な実践活動・体験等の場に参加する県民が増加します。
- 子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたって、各ライフステージに応じた食育に取り組んでいます。

※持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた国連加盟国が掲げた17の目標。

第4章

食育の取組と指標・目標の設定

第1節 若い世代への食育

生涯にわたる食育を推進するに当たっては、基本的な生活習慣や健全な食習慣を確立し、健康な心身を育む時期である子どもへの食育が基本となります。

子どもへの食育は、これまでも行政や関係機関・団体の連携により積極的に取り組まれてきました。また、保育所、幼稚園、小・中学校においては、それぞれが食育に関する計画を立てて発達段階に応じた食育が行われています。

しかし、高校生になると食育の機会が減少すること、20歳～30歳の若い世代には、朝食欠食や野菜の摂取不足が見られるなど様々な食に関する課題があります。

特に20歳～30歳の若い世代は、親から独立し自分自身で健康管理をしていく時期であり、食生活の自己管理ができるようになることが必要です。また、将来家庭を持ち、次世代へ食育をつなぐ世代でもあります。

そこで、これまでの取組を引継ぎ、乳幼児期から保育所、幼稚園、小・中学校での食育に取り組むとともに、高校生や20歳～30歳の若い世代も自ら「学ぶ」ことを通して食育を進めることが重要です。

また、核家族、共働き世帯が増加する中で、子どもが一人で食事をする機会が多くなっているという課題が見られます。「共食」は、家族や友人などと食事を囲むことで生まれる楽しい気持ちによって、豊かな心を育むとともに、食習慣、マナー、文化などを習得する場にもなることから、家庭や学校（園）、地域など「自治の力」を活かし、あらゆる場で「共食」の機会を持つことが必要です。

県民の目指すべき姿

- 子どもの親や、20歳～30歳の若い世代が、食育に関心を持ちます。
- 家族や友人、地域などで様々な人たちと一緒に楽しく食事をする機会を持ちます。
- 幼児期から、毎日朝食を食べることを始めとして、基本的な生活習慣を身に付けます。
- 小中学生や高校生及び20歳～30歳の若い世代が、自分に必要な食事を選択できるような知識を持ちます。
- 子ども達が、バランスのとれた食事を準備できるスキルを身に付けます。

県民の取組として望まれること

- 家庭では、家族揃って楽しく食事をする機会を増やします。
- 生活習慣を整え、毎日朝食を食べます。
- 主食・主菜・副菜が揃った、栄養バランスのとれた食事を実践します。
- 地産地消を進めるとともに、長野県に伝わる郷土料理を作り、子ども達に伝えます。
- 子どもの頃から、家庭での食事作りや片付けに参加します。
- 地域で行われる食に関する行事に積極的に参加し、新しい料理や、郷土食・伝統食などを知り、地域の様々な世代の方と交流します。

（１）保育所・幼稚園・小中学校

- それぞれの学校（園）において策定した計画に基づき、校（園）長のリーダーシップの下、職員全体で組織的に食育に取り組みます。
 - ・ 毎日の給食の時間には、給食がバランスのとれた食事の見本であることを伝えるとともに、友だちと一緒に楽しく食事をする、健康に良い食事のとり方、食事環境の整備や安全・衛生、食事のマナーや感謝の心などを学ぶことができるようにします。
 - ・ 「食」に関わる様々な体験を通して、子どもたちが食事の楽しさや、楽しく食事をするためのマナー、地域に伝わる食文化や伝統などを身に付けられるよう取り組みます。
 - ・ 学校においては、家庭科を始めとした各教科や道徳、特別活動の時間などで、子どもたちが食に関することを幅広く学べるように工夫します。また、子どもたちが自分でバランスの良い食事の準備ができるスキルを身に付けられるよう食に関する指導に取り組みます。
 - ・ それぞれの学校（園）において策定した食育に関する計画を子どもの実態に合わせて定期的に見直します。
- 保育所、幼稚園や学校だけではなく、家庭や地域との連携による食育の充実を図ります。
 - ・ 入園や入学の機会やクラス懇談会を活用したり、講演会、給食参観、試食会などを開催するなど、保護者に対して子どもに生活習慣、食事のバランスの他「共食」などの重要性を伝えます。
 - ・ 給食だよりや保健だより、掲示板など、様々な媒体を活用して、保育所・幼稚園・学校における食育の実践内容や食育に関する情報等を家庭や地域に発信するよう取り組みます。
 - ・ 保護者会やPTA、地域と連携し、親子料理教室の開催や「お弁当の日」等の調理体験を通して、子ども達の食に対する関心を高めるとともに、料理ができるスキルが身につくよう取組を進めます。
 - ・ 地域の農畜産物等の生産者や食育ボランティア等と連携した食育を進めます。
- 食に関して課題を持つ子どもや保護者に対して、職員が連携して食事や健康に関する個別の相談に対応するほか、情報発信を進めます。
- 子ども達が動物や農作物を育てたり、収穫する体験（農作業体験）や地域の伝統行事に参加する機会を設け「食」への関心を引き出します。
- 「食」と「歯」の健康の関係について学び、「よく噛（か）むこと」や「歯みがき」の習慣が身に付くよう取組を進めます。

（２）高校・大学

- 高校においては「家庭」や「保健体育」を中心とした各教科・科目等において、また保健指導、定時制課程における給食指導などを通じて、これまで蓄えてきた食に関する知識や技術をさらに充実させ、生涯を通じ健全な食生活が実践できるよう取り組みます。
- 地域の食育ボランティアや食に関する専門家の協力を得て、社会に出たときに健康に配慮した食生活が送れるようなスキルを身につけるための学習の機会を設けます。
- 高校生が、外食・中食の上手な利用方法や地域食材の活用の必要性について学び、実践できるような取組を行います。
- 大学においては、食堂などで健康に配慮したメニューが提供できるようにします。

(3) 市町村

- 妊産婦の時期から生活習慣を整え、栄養バランスのとれた食生活が実践できるよう、栄養・食生活に関する講座や相談・指導を行います。
- 乳幼児が発達段階に応じた離乳食やバランスのとれた食事を取り、規則正しい食生活ができるよう、乳幼児健診や離乳食教室等において、栄養・食生活の相談指導を行い、保護者を支援します。
- 食育講座や子育てセミナー等を開催し、子どもや青年期の食生活の大切さを子育て中の保護者等に伝えます。
- 健診や様々な教室の機会を活用し、朝食の大切さの普及啓発に努めます。
- 乳幼児期～幼児期～学童期～思春期～青年期の食育が途切れることなく行われるよう、保育所や幼稚園、小中学校、食育ボランティア、企業などの関係機関が連携できるための仕組みを構築して食育を推進します。

(4) 関係機関・団体、事業所等

- 子どもや保護者を対象とした料理教室の開催等、望ましい食生活を学びながら、楽しい体験ができる機会を持つとともに、皆で一緒に食べる「共食」に取り組みます。
- 地域で展開されている「信州こどもカフェ」や「こども食堂」などにおける「共食」に取り組みます。
- 地域の農家やボランティアの協力により、子どもたちが野菜作り等の農業体験ができる機会を提供します。
- 保育所や幼稚園、学校等の給食に信州農畜産物の活用が進むよう、地域の農業関係者は給食関係職員との話し合いの場に積極的に参加するとともに、お互いに協力して食材の提供に取り組みます。
- 親子が一緒に参加できるイベントや行事などを開催し、食の理解を深めます。
- 食育関係機関、団体等は、高校や事業所へ出向き、出前講座を実施します。
- 地域におけるイベントを開催して、様々な世代へ食育について働きかけます。

長野県の取組

- 栄養教諭・学校栄養職員に対して、以下のような資質向上を図る研修会を実施します。
 - ・食事摂取基準に基づいたバランスのよい学校給食が提供できるようにする。
 - ・児童生徒が学校給食を通じ、皆で食事を一緒に食べること（共食）の楽しさや美味しさを、子どものうちから実感できるようにする。
 - ・「献立表」や「給食だより」などを活用し、「食育」に関して家庭に向けた効果的な発信ができるようにする。
 - ・教科担任等が行う授業等で、専門職の立場から協力できるよう、栄養教諭・学校栄養職員としてのスキルアップを図る。
- 学校給食主任に対する研修会を開催し、学校給食における食育への理解を深めます。
- 保護者会やPTA主催研修、親子料理教室などに講師として出向きます。

- 家庭・地域とともに取り組む食育や、安心・安全な地元食材を用いた給食作り等について、保育所給食担当者等を対象とした研修会、講演会、指導を行います。
- 関係機関・団体と連携して高校生や大学生へ食の大切さを伝える機会を増やします。
- 「野菜たっぷり」等の健康に配慮したメニューや、その提供を進める飲食店等について、若年層をターゲットとした情報発信を強化します。
- 地域で開催されている「食に関する講座」や「信州子どもカフェ」など食事の大切さを伝える場においてバランスのとれた食事について普及できるよう食育ボランティアや栄養士等の参加を支援します。
- 関係機関・団体及び県内の大学生との交流を通して、若い世代が「食」を学び、様々な年代へ「食」に関する情報が発信できるような検討の場を創出します。
- ライフステージに応じた食育が途切れることなく行われるよう、関係機関が相互に連携して食育を推進できるような仕組みづくりを支援します。

子どもが作る「弁当の日」

「弁当の日」は、子どもが自分のお弁当作りを通して「献立作成」「買い物」「調理」「片付け」の全てを自分で行う取組で、2001年に香川県の小学校の校長先生が始めました。

主に、小学校高学年を中心に実施され、お弁当作りに当たっては、「事前に栄養のバランスが整った給食をお弁当に詰めてみたり、献立の立て方や食材の買い物の仕方から弁当の後片づけに至るまで、学校で子どもに教えてから実施する。」など十分な事前学習をした上で実施されています。

このお弁当作りを通して、子どもは、毎日食事を作ってくれる家族に感謝の気持ちを持つことができるとともに、食物の命や食物を作ってくれる生産者そして自然の恵みに対して、感謝の気持ちを感じることができます。「弁当の日」のお弁当作りのために、家族みんなで知恵を出し合ったり、お父さんも料理を始めるなど、家庭内でも変化がみられた例もあります。また、食に対する関心が高まり、「家族団らん」にもつながったという成果もあります。

子どもは、そんな家族が喜ぶ姿を見て「私も家族の役に立てている」と感じ、自分の存在価値を知ることができます。また、子どもは自分の力や食の大切さに気づき、親や地域に感謝する気持ちが育まれ、大人は子どもの力を信じて「見守る」ことの大切さに気づきます。

数々の失敗を重ねながら、生きる力を身に付けることができるということで、長野県内でも多くの学校が取り組んでいます。



指標・目標の一覧

目指すべき姿

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関心を持つ若い世代の割合 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	〈2016〉 18.1% 48.5% 32.0% 57.2%	33% 63% 47% 72%	国第 3 次食育推進基本計画の目標値を参考にし、現在より約 15%増を目指す	県民健康・栄養調査
ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童・生徒の割合	〈2016〉 (小 5) 28.1% (中 2) 39.1%	減少	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考	児童生徒の食に関する実態調査
家族や友人等 2 人以上での食事、 楽しい食事をする者の割合 (15 歳以上) 朝食 夕食	〈2016〉 58.4% 73.1%	現状維持	国第 3 次食育推進基本計画の目標値を参考	県民健康・栄養調査
朝食を欠食する児童生徒の割合	〈2017〉 (小 6) 3.2% (中 3) 5.0%	現状以下	第 3 次長野県教育振興基本計画の目標値	全国学力・学習状況調査
朝食欠食率 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	〈2016〉 37.5% 17.9% 10.7% 8.7%	15% (30 歳代は増加させない)	国第 3 次食育推進基本計画の目標値	県民健康・栄養調査
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日食べている若い世代の割合 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	〈2016〉 38.7% 40.3% 39.8% 52.1%	55%以上	国第 3 次食育推進基本計画の目標値	県民健康・栄養調査

県民の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
若い世代の野菜摂取量(1 人 1 日当たり) 20～49 歳	〈2016〉 276 g	350g	健康日本 21(第 2 次)の目標値	県民健康・栄養調査
日ごろ塩分を控えるように心がけている人(20～49 歳) 男性 女性	〈2016〉 17.9% 31.8%	増加	現状より増加	県民健康・栄養調査
作ることができる郷土料理や伝統食が 1 種類以上ある県民の割合	〈2016〉 47.5%	増加	現状より増加	県民健康・栄養調査

関係機関・団体の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
市町村食育推進計画の策定割合	〈2016〉 51 市町村 (66.2%)	77 市町村 (100%)	国第 3 次食育推 進基本計画の目 標値	農林水産省 調査
計画的に食育を進めている保育所の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	こども・家庭 課調査
計画的に食育を進めている幼稚園の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	私学・高等 教育課調査
計画的に食育を進めている小・中学校の 割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	保健厚生課 調査

県の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
保育所給食担当者研修会の開催数	〈2016〉 10 回	10 回	現状維持とする	こども・家 庭課調査
学校給食主任研修会	〈2016〉 実施	実施	現状維持とする	保健厚生課 調査
食に関する出前講座の回数	〈2016〉 51 回	増加	現状より増加	健康増進課 調査

第2節 世界一の健康長寿を目指す食育

共働き世帯や高齢世帯の増加などにより、生活様式の変化と同時に、ライフスタイルも多様化しています。特に、働き盛り世代については、不適切な食習慣などによる肥満や高血圧症等の生活習慣病が増加しています。また、外食や中食を利用する機会が増加するなど食の外部化が進んでいます。

一方、高齢期には、食欲低下や心身機能の低下等により食事量が低下しがちであり、エネルギーやタンパク質が欠乏して低栄養状態に陥りやすくなるため、自分に必要な栄養が十分摂れるよう「主食・主菜・副菜」の揃った食事を心がけること、また、自分の口腔状態や嚥下機能に合った食事をすることが重要です。

現在、長野県の平均寿命はトップクラスを維持していますが、更なる健康長寿を目指すためには、働き盛り世代から高齢期まで、年齢や自分の体の状況にあった食事を「学び」、「実践」することが大切です。

そこで、県民一人ひとりが生活習慣病の予防と改善につながる望ましい食習慣を身につけられるよう、県、市町村、関係機関・団体等の幅広い連携と協力による取組を実施し、世界一の健康長寿を実現する食育を推進します。

目指すべき姿

- 肥満（BMI25 以上）とやせ（BMI18.5 未満）の人が減少し、適正体重を維持する人が増加します。
- 低栄養（BMI20 以下）の高齢者（概ね 65 歳以上）が減少します。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる人・予備群の割合が減少します。
- 成人の糖尿病が強く疑われる人・予備群の割合が減少します。
- 成人の高血圧者・正常高値血圧の人の割合が減少します。
- 何でも噛んで食べられる人が増加します。

県民の取組として望まれること

- 年齢や自分の身体の状態に合った適正な量や内容の食事を知り、主食・主菜・副菜が揃ったバランスのとれた食事を心がけます。
- 野菜を積極的に摂取し、果物を食べていない人については、適量を摂取するようにします。
- 高齢者(概ね 65 歳以上)については、低栄養の予防を意識し適量の主菜（卵類・肉類・魚介類・大豆・大豆製品）を摂ることを心がけます。
- 食品を購入する際には栄養成分表示を活用し、外食や中食をする際には、健康に配慮したメニューを選択します。
- 薄味を心がけ、調味料の量に気を付けるなど、減塩を実践します。
- 歯や口腔の健康づくりに関する正しい知識を習得します。

関係機関・団体の取組として望まれること

(1) 市町村

- 特定健診・保健指導等を進め、県民の食生活の改善を図ります。
- 生活習慣病予防のための健康教室や健康相談などを実施します。
- 高齢者の低栄養対策について、食育ボランティア等の関係者と連携しながら周知・啓発を図ります。
- 介護予防のための介護予防教室を開催します。
- 歯科口腔保健に関する普及啓発や健康教育を実施します。
- 介護予防事業や、ディサービス事業で、低栄養リスク者の把握等を進め、食事支援の介入ができる体制を整えます。
- 地域における健康づくりのイベント等において食育の普及啓発を進めます。

(2) 関係機関・団体

- 食に関する情報の提供や相談を行うため、地域で栄養相談会を実施します。
- 県民が身体の状態を正しく理解し、生活習慣病予防や介護予防等ができるよう支援します。
- 県民が気軽に血圧や体重を計測できるような機会を増やすとともに、健診の機会を活用して県民に血圧値や血圧コントロールのための食事の重要性を伝えます。
- 歯科口腔保健に関する普及啓発や健康教育を充実します。
- 事業所の給食施設等において、利用者に対し、減塩につながる具体的な調理方法、野菜の適切な摂取量、手軽な野菜料理レシピなどの情報を発信します。
- 高齢者のフレイル^{※1}対策について、栄養管理の観点から周知・啓発を図るとともに、オーラルフレイル対策に取り組みます。

(3) 飲食店・食品関連事業者

- 「野菜たっぷり」や「減塩」、「適量の選択（小盛りの選択等）」など健康に配慮したメニューを提供します。
- 加工食品に含まれる食塩の量をできるだけ減らすよう取り組みます。

長野県の取組

- 市町村や関係機関・団体等と連携し、「信州ACE（エース）プロジェクト^{※2}」に取り組みます。
 - ・ 地域の健康課題を「見える化」し、県民や地域のボランティアの研修等の場において「学び」の場を創出します。
 - ・ 市町村、企業、団体等と健康課題を共有し、それぞれの「自治力」をつなげ共創する体制を進めます。
 - ・ 働き盛り世代、若者、高齢者、企業など対象者（ターゲット）を明確にして、「学び」の実践につなげます。

※1 フレイル（虚弱）

加齢とともに、心身の活動（例えば、筋力や認知機能など）が低下し、生活障がい、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。

※2 信州ACE（エース）プロジェクト

しあわせな暮らしの基礎となる県民一人ひとりの健康を更に増進するため、長野県の健康課題である脳卒中などを予防を目的に生活習慣の改善に取り組む「県民運動」。Aは「Action（体を動かす）」、Cは「Check（健診を受ける）」、Eは「Eat（健康に食べる）」を表す。

- 県民が栄養成分表示等を活用できるよう、普及啓発を進めます。
- 県民が健康に配慮した食事を選択できる環境を整えるため、「野菜たっぷり」や「減塩」、「主食の適量の選択（小盛りの選択等）」等の健康に配慮したメニューの提供をする飲食店等を登録し、県民に情報提供します。
- 飲食店・スーパー・コンビニエンスストア等に対して、健康に配慮したメニュー（弁当）の提供ができるよう相談・支援を行います。
- 事業所給食において、健康に配慮したメニューが提供できるよう支援を行います。
- 食に関する情報の提供・共有を行うため、市町村管理栄養士や給食施設等の従事者及び企業や関係機関・団体等を対象に会議や研修会を開催します。
- 特定給食施設等において適切な栄養管理を行えるよう研修会や巡回指導を実施します。
- 関係機関・団体と連携して企業に対し、従業員の健康づくりのための食生活についての講座を開催します。
- 関係機関と連携して、高齢者の低栄養についての周知・啓発し、フレイルの予防に努めます。
- フレイル予防に関する専門職の理解を深めるために、「長野県版フレイル予防人材育成研修プログラム」を開発・普及します。
- 高齢期の低栄養予防の取組みについて、保健事業に係る関係者への研修により推進します
- 配食事業者及び市町村と連携を図り、高齢者等に対して健康に配慮した食事の提供ができるよう情報提供や意見交換、研修等を開催します。
- 歯科口腔保健について、関係機関と連携し、正しい知識の普及啓発等に努めます。
- 経口摂取を維持し低栄養状態に陥ることがないように、オーラルフレイルについて、フレイル対策と連動し、多職種を参集した研修の実施等による普及啓発を図ります。

外食や中食でもお店の魅力アップ

外食や中食において「健康な食事」を選択できるように、長野県では飲食店や食品関連事業者と連携し、「野菜たっぷり・塩分控えめ」の健康応援メニューの提供を推進しています。

《信州食育発信 3つの星レストラン》

以下の3つの項目すべてに取り組んでいる飲食店を登録

☆ 健康に配慮したメニューの提供（1種類以上）

- ・ 主食、主菜、副菜が揃っている。
- ・ エネルギー500kcal～700kcal
- ・ 野菜を 140 g 以上使用
- ・ 食塩相当量 4 g 未満
- ・ 栄養成分を表示

☆ 長野県産食材の利用や長野県の食文化継承の取組を実施

☆ 「食べ残しを減らそう協力店」としての取組を実施

例）小盛りやハーフメニューの導入など



3つの星レストランプレート



健康づくり応援弁当シール

《健康づくり応援弁当》（信州ACE弁当）

以下の2つの基準を満たした弁当を登録

○ 健康に配慮した内容

- ・ 主食、主菜、副菜が揃っている。
- ・ エネルギー500kcal～700kcal
- ・ 野菜を 140 g 以上使用
- ・ 食塩相当量 3 g 未満
- ・ 栄養成分を表示

○ 長野県産食材の利用

指標・目標の一覧

目指すべき姿

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
肥満者（BMI25 以上）の割合 20～69 歳男性 40～69 歳女性	〈2016〉 35.2% 19.6%	28% 19%	健康日本 21（第 2 次）の指標を参考	県民健康・栄養調査
やせ（BMI18.5 未満）の割合 20～39 歳女性	〈2016〉 14.8%	減少	健康日本 21（第 2 次）の指標を参考	県民健康・栄養調査
低栄養傾向(BMI20 以下)の高齢者の割合 65 歳以上男性 65 歳以上女性	〈2016〉 10.3% 23.6%	現状維持 22%	健康日本 21（第 2 次）の指標の目標値	県民健康・栄養調査
メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群の割合(40～74 歳) 男性 女性	〈2016〉 49.6% 15.1%	40% 10%	健康日本 21（第 2 次）の指標を参考に H22 年度（前計画のベースライン）と比べて 25%の減少	県民健康・栄養調査
糖尿病が強く疑われる者・予備軍の割合（40～74 歳） 男性 女性	〈2016〉 26.7% 20.6%	26% 20%	健康日本 21（第 2 次）の指標を参考に増加を抑制	県民健康・栄養調査
高血圧者・正常高値血圧の者の割合(40～74 歳) 男性 女性	〈2016〉 68.1% 49.6%	55% 35%	健康日本 21（第 2 次）の指標を参考に H22 年度（前計画のベースライン）と比べて 25%の減少	県民健康・栄養調査
何でも噛んで食べることができる者の割合	〈2016〉 79.7%	79.7%以上	現状より増加	県民歯科保健実態調査

県民の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の者の割合	〈2016〉 49.8%	80%	健康日本 21（第 2 次）の目標値	県民健康・栄養調査
成人 1 人 1 日当たりの野菜摂取量	〈2016〉 304 g	350 g	健康日本 21（第 2 次）の目標値	県民健康・栄養調査
果物摂取量が 100g 未満の者の割合 男性 女性	〈2016〉 66.1% 49.6%	30%	健康日本 21（第 2 次）の目標値	県民健康・栄養調査
食品購入時等に栄養成分表示を活用している人の割合 15 歳以上	〈2016〉 42.0%	60%	食品への栄養成分表示の義務化を踏まえ設定	県民健康・栄養調査
成人 1 人 1 日当たりの食塩摂取量	〈2016〉 10.3 g	8 g	健康日本 21（第 2 次）の目標値	県民健康・栄養調査
日頃よく噛むことを意識している人の割合	〈2016〉 58.4%	58.4%	現状より増加	県民歯科保健実態調査

関係機関・団体の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
特定保健指導終了率	〈2016〉 27.6%	45%	健康日本 21（第 2 次）の目標値	厚生労働省調査
利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合	〈2016〉 65.5%	80%	健康日本 21（第 2 次）の目標値	特定給食施設 栄養管理報告書
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店の増加	〈2016〉 869 店舗	1,000 店舗	現在の増加割合を参考	県・長野市調査

県の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
健康づくりメニューの提供飲食店増加のための研修会の開催	〈2016〉 実施	実施	現状維持とする	健康増進課調査
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈2016〉 10 保健福祉事務所 87 回 (954 人)	現状維持	現状維持とする	健康増進課調査
特定給食施設等への研修会の開催 特定給食施設等への巡回指導回数	〈2016〉 33 回 (2,316 人) 543 件	現状維持	現状維持とする	健康増進課調査
特定健康診査・特定保健指導に関する研修会の開催	〈2016〉 10 保健福祉事務所 24 回	現状維持	現状維持とする	健康増進課調査

第3節 食の循環と地域の食を意識した食育

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、地域ごとに多様な農畜産物が生産されています。その中で地域の人たちにより創意工夫の中から作り上げられてきたその土地ならではの食べ方や、郷土食などの食文化が継承されてきました。

「食」は私たちの命の源であり、その「食」に対する感謝の念を深めるためには、身の回りの自然や社会環境との関わりの中で、食料の生産から消費されるまでの「食」の循環を意識し、生産者を始めとした多くの関係者により「食」が支えられていることを理解することが重要です。

しかし、県民が農作業など食料生産の場面に直接触れる機会が減り、「食べる」という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、そして生産者を始めとして多くの人々の苦労や努力によって支えられていること、食料生産は限られた土地や自然の恩恵の上に成り立っていることを実感しにくくなっています。また、食事の外部化等が進み、家庭や地域において受け継がれてきた郷土食や伝統食等を作る機会が少なくなり、地域の特色ある食文化がなくなることも危惧されています。

また、私たちの食生活は、食品の安全という基盤の上に成り立っていることを理解するとともに、食品の安全や必要な情報に関する正しい知識も必要です。

県民の「食」に対する感謝の心や、地域において長年培われてきた食文化を継承していくためには、地産地消など様々な体験活動を通じて食を「学び」、生産から消費、廃棄に至るまでの一連の「食」の循環を意識した長野県版エシカル消費※を実践することにより、社会や地域で食育を推進する必要があります。

県民の目指すべき姿

- 地域の農畜産物や食文化へ関心を持ち、信州農畜産物の利用などによる郷土への理解を深めます。
- 食に関する感謝の気持ちを持ちます。
- 食品ロスの削減に取り組めます。
- 食品に関する信頼できる情報に基づき、適切な判断をし、健全な食生活を行うことのできる知識を持ちます。

県民の取組として望まれること

- 信州で生産される農畜産物を積極的に購入するよう努めます。
- 地域で行われる食に関する行事に積極的に参加し、食べ物の収穫や、地域の食材を使用した料理や郷土食・伝統食を作り、地域の方と一緒に食べるなどの体験をする機会を持ちます。
- 食生活は、自然の恩恵や食べ物の命の上に成り立つこと、生産者を始めとした多くの人々の苦労や努力によって支えられていることを理解します。
- 買い過ぎ、作り過ぎ、頼み過ぎをなくすなど、限りある資源を大切にするため、資源の循環に配慮し、食品ロスの削減に努めます。
- 食品の安全性に関する正しい情報を得られるような場に参加します。
- 食品の表示を見て、自分が求める食品を適切に選ぶようにします。

※長野県版エシカル消費

持続可能な社会の実現のため、人・社会・環境・地域などに配慮した消費行動を指す「エシカル消費」に、健康長寿県である本県独自に「健康」もその内容として加え、強調したもの。

関係機関・団体の取組として望まれること

- マーケットニーズに対応した地場産物の生産に取り組みます。
- 自然豊かな環境で生産された、安全で良質な信州農畜産物の積極的な生産・販売・活用に取り組みます。
- 旅館・ホテル・飲食店の他、学校給食等において、信州農畜産物を用いたメニューの考案・活用に努めます。
- 学校給食や保育所給食等の集団給食において郷土食や伝統食を提供し、地域の食や文化、歴史などの理解を深め、郷土への愛着が持てる取組を実践します。
- 子ども達に農産物の生産から収穫、加工、調理、販売までの一連の作業を体験してもらう農業体験の場の拡大を推進します。
- 食への関心を高め、農業・農村の役割、地域の食文化、命と健康の尊さなど食に対する感謝の心を深めるために、農業体験等を通じて行う食農教育の充実に努めます。
- 食生活改善推進員や農村女性団体、調理師会等において、郷土食や伝統食、信州農畜産物を活用した料理体験教室等の開催を通じて、食文化の伝承に努めます。
- 県民を対象に「信州の食と農のセミナー」として、農業体験や加工、郷土料理等の講習会を開催することにより、地域農畜産物の積極的な活用や、食や農に関する理解を深める環境づくりを進めます。
- 小売業者においては、少量パックでの販売等の食品ロスをなるべく出さない方法での食品の提供に努めます。また、外食産業においては、宴会やパーティー等で消費者にあった量を提供する等、食べ残しが出ない取組に努めます。また、食に関する情報の提供を進めます。
- 食品関連事業者においては、食品への適正表示の遵守と正しい情報提供に努めます。併せて、HACCP※¹の導入を推進するとともに、自主的な衛生管理について消費者の理解を深めるための普及啓発に努めます。

長野県の取組

《食文化の継承と食の“地消地産”※²の推進》

- 郷土食や行事食を取り入れた学校給食の献立作成等について研修を実施するとともに、学校給食に地域の農畜産物を活用できるよう地消地産に取り組むための仕組みづくりにつながる情報を提供します。
- 児童・生徒の年間を通じた農業体験や農作業の楽しさを学ぶ学習活動を推進します。
- 学校と地域の生産者及び食育に取り組むグループとの連携による、学校給食での信州農畜産物の積極的活用、生産者との交流や郷土料理と食文化に触れる体験などの取組を支援します。
- 食農教育、食文化の伝承等に関する講座を開催します。
- 信州の伝統野菜の認定や調理への活用など、食文化の継承のための活動を支援します。

※1 HACCP

食品の製造過程で衛生管理を行う上での重要なチェックポイントを定め、このチェックポイントを確認することにより、最終製品の安全性を保障するシステム

※2 食の“地消地産”

地産地消の考え方に加えて、地域で消費するモノやサービスを、できるだけ地域で生産しようという考え方にに基づき、県内で消費する農畜産物について、県外産から信州産へ置き換えを推進する取組

- 県内の宿泊施設、飲食事業者で使われる食材を県外産から信州産へ「置き換える」食の“地消地産”を推進するため地域食材の情報提供や生産者の交流を図ります。
- 地域食材の持つストーリーや生産者の情報、各地域に伝わる物語、産地で传承されている食べ方などの情報を発信し、地域食材への理解を深め、地域の食文化の継承活動を推進します。
- 「おいしい信州ふード」の枠組みを再編・拡充し、信州農畜産物や郷土食・伝統食としての料理・加工食品の魅力を情報発信する県民運動を進めます。
- 「おいしい信州ふード」公使・名人と連携し、児童・生徒の調理実習体験など学校における地消地産をはじめとする食育の推進を図ります。
- 調理師会、栄養士会等と連携協力し、調理師専門学校学生、学校や地域で活動する栄養士、若手シェフなどを対象とした講習会を開催し、郷土食を現代的にアレンジするなどの工夫により、地域食材活用についての理解を深めます。
- 農村女性団体等による、地域の特色ある農産物を活用した伝統的な食文化の継承や新たなメニュー開発などの取組を支援します。
- 県内の主要な農産物直売所間における相互の農畜産物の販売や情報提供など、流通ネットワークを構築することにより、多種多様な農産物を求める消費者ニーズに応えます。
- 学校給食や飲食店、旅館等において、信州農畜産物の利用が促進されるよう支援します。
- 「おいしい信州ふード」SHOP 登録の推進と、各店舗の創意工夫によるメニュー提供の取組の情報を、広く県民に発信します。
- 信州農畜産物の活用や、郷土食・伝統食を作る等の食育活動が行えるよう女性農業者や食育ボランティア等との情報交換及び研修等の機会を設けます。

《食の循環への理解促進》

- 農業、歴史、世界の動きと日常の食とを結びつけ、広い視野に立って食の大切さを考える学習を支援します。
- 家庭科や社会科を始めとした各教科や特別活動の時間などで、食の循環や、食文化、地域の伝統食材や郷土食・伝統食に関して児童・生徒の理解が進むように取り組みます。
- 「消費者大学」や出前講座等において、関係部局と連携しながら、「人」「健康」「地域」「社会」「環境」などに配慮した経済活動である長野県版エシカル消費の啓発を進めます。
- 地域内の農業者、加工業者が参画した地域内経済循環の仕組みづくりの検証を通して地消地産を進めます。

《食品ロス削減への取組》

- 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の登録を推進します。
- 宴会の初めの 30 分間と最後の 10 分間に自分の席で料理を食べて、食べ残しをしないよう呼びかける「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」を全県で推進します。
- 外食産業における小盛りメニューの提供等、消費者にあった食事量の提供などによる食べ残しを減らすための取組を推進し、食品ロスの削減に向けた意識の向上を図ります。
- 児童生徒が好き嫌いを克服し「残すのはもったいない」と思うような学校給食が提供できるよう、栄養教諭・学校栄養職員及び学校給食主任の資質向上を図るため研修を実施します。

《食品の安全に係る取組》

- 長野県食品衛生監視指導計画に基づき以下の取組を実施します。
 - ・ 食品関係施設の監視指導と県内に流通する食品等の検査
 - ・ HACCP による衛生管理の導入支援と普及啓発
 - ・ 食品の安全性に関する関係者の相互理解の推進と県民への情報提供
- 食中毒等の健康被害や違反食品の発生状況を分析し、監視指導を行い、再発防止を図ります。
- 食品表示法等食品表示関係法令の普及・啓発に努め、適正な表示を徹底します。

食の安心を消費者へ「食の安心・安全・五つ星事業」

食品衛生協会の会員である食品等事業者が、安心で安全な食品を消費者に提供するために日々行っている食品衛生対策5項目※（食品衛生管理項目）についての実施状況等を、プレートで店頭に掲示し、消費者が食事をしたり、食品を購入する際の店を選ぶ目安となるよう実施している事業です。

- ☆ 従事者の健康管理実施店
- ☆ 食品衛生講習会受講店
- ☆ 衛生害虫等の駆除対策実施店
- ☆ 食品衛生管理記録実施店
- ☆ 食品賠償責任保険加入店

※食品衛生対策5項目



（公益社団法人日本食品衛生協会リーフレットより）

食への感謝と作法を伝える「箱膳」

箱膳は、かつて家族一人ひとりが持っていた箱です。

昭和 30 年頃の農家の子供たちは、小学校に入学する年になると「一人前」のしるしとして、自分の箱膳をもらえました。その中にはお茶碗、汁椀、箸などが入っており、ふたを裏返して御膳にしていました。

箱膳の料理は、地元の旬のものを使い、ご飯と味噌汁、おかずは三品と漬物を組み合わせ、一汁三菜を基本とした和食の形をしています。また、食事の最後には、茶碗にお茶やお湯を入れ、漬物できれいにしてから片付けるなど、食器を洗う水を大切にするという環境への配慮もあります。現在は食育活動で、食への感謝と作法を伝える方法の一つとして活用されています。

平成 26 年(2014 年)に長野市で開催された「食育推進全国大会」では、長野県の食育の取組の一つとして全国へ箱膳体験の発信をしました。その後、県内各地で箱膳を活用した食育推進グループができ、学校や公民館など様々な場所で箱膳を通した食育推進活動を行っています。



指標・目標の一覧

目指すべき姿

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合	〈2016〉 47.5%	増加	現状より増加	県民健康・栄養調査
食べ物を残すことをもったいないことだと思う児童生徒の割合	〈2016〉 小5 80.2% 中2 78.5%	増加	現状より増加	児童生徒の食に関する実態調査

県民の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
1人1日当たりの一般廃棄物排出量	〈2015〉 836g/人・日	〈2020年〉 795g/人・日	現在の排出量の減少傾向と施策の効果を参考	環境省：一般廃棄物処理事業実態調査

関係機関・団体の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店の増加（県産農産物利用の飲食店、弁当）	〈2016〉 869 店舗	1,000 店舗	現在の増加割合を参考	県・長野市調査
「おいしい信州ふーど」SHOP登録数	〈2016〉 1,298 店	1,600 店	長野県食と農業農村振興計画の目標値	農産物マーケティング室調査
売上高1億円以上の農産物直売所数及び売上総額	〈2016〉 52 施設 151 億円	60 施設 200 億円	長野県食と農業農村振興計画の目標値	農産物マーケティング室調査
学校給食における県産食材の利用割合	〈2016〉 45.7%	48%	長野県食と農業農村振興計画の目標値	農産物マーケティング室調査
「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数	〈2016〉 617 店舗	400 店舗以上	長野県廃棄物処理計画(第4期)の目標値(H32の目標値)	資源循環推進課調査

県の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
地産地消シンポジウムの開催	〈2016〉 1回/年	1回/年	現状維持	農産物マーケティング室調査
信州の味コンクールの開催	〈2016〉 1回/年	1回/年	現状維持	農村振興課調査
学校給食主任研修会	〈2016〉 実施	実施	現状維持とする	保健厚生課調査

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
消費者大学・出前講座等の年間参加者	—	20,000 人	第2次長野県消費生活基本計画の目標値	くらし安全・消費生活課調査
長野県食品衛生監視指導計画に基づく食品事業所への立入検査等の実施	〈2016〉 実施	実施	現状維持	食品・生活衛生課調査

第4節 信州の食を育む環境づくり

県民が生涯にわたって健全な食生活を営み、豊かな人間性を育むためには、県民一人ひとりが食育に関心を持ち、様々な機会を通じて食育に関する取組を実践できる環境を整えることが必要です。

長野県では、これまで行政や関係機関、食育ボランティア等が様々な活動を展開してきていますが、食育に関心のある県民（15歳以上）の割合は約5割とまだ不十分な状況です。

これらの状況を改善するためには、県や市町村が中心となり、関係機関・団体等との連携を強化し、子どもから高齢者まで途切れることなく食育が進むような体制づくりを進めるとともに、食育ボランティア活動が活発に行われてきたという本県の特長である「自治の力」を活かした活動を展開する必要があります。

県民の目指すべき姿

- 県民が食育に関心を持っています。
- 食育ボランティアの活動に参加する県民が増加します。
- 生産から消費に至るまでの食に関する様々な実践活動・体験等の場に参加する県民が増えます。
- 子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたって、各ライフステージに応じた食育に取り組んでいます。

県民自らの取組として望まれること

- 食に関する行事やイベントなどに積極的に参加します。
- 食育ボランティアに参加します。
- 食に関する体験実践活動に参加します。

関係機関・団体の取組として望まれること

（１）全機関・団体

- 行政・関係機関が連携して食育活動を展開します。
- 「食育月間」（６月）、「健康増進普及月間」（９月）、「食育の日」（毎月19日）、家庭の日（毎月第3日曜日）、栄養の日（８月4日）等に合わせた普及啓発を行います。また、報道機関の協力を得て、食育関係のイベントや研修会等をPRします。

（２）市町村

- 計画的かつ総合的に食育を推進するため、市町村の実情に応じた食育推進計画を策定します。

- 地域における食育を進める上での課題等を共有し、連携を深めるための協議・検討の場を設けます。
- 食生活改善推進員等の食育ボランティアの養成及び育成を行います。
- 市町村が把握する食育ボランティアの情報を保育所・幼稚園・学校等へ提供するなど関係者が連携・協力できよう支援します。
- 食育に関わる団体や関係機関、食育ボランティアと連携した食育活動を行います。
- 食育ボランティアによる地域での食育活動を支援します。

(3) 保育所・幼稚園・学校等

- 食育推進に関する計画を見直ししながら、計画的に食育活動に取り組みます。
- 関係機関や地域の農業関係者等と連携した食育活動に取り組みます。
- 食に関する体験活動を実施します。

(4) 関係機関・団体・NPO 等

- それぞれの団体の特長を生かした活動により、学校や市町村等と連携して食育を推進します。
- 関係機関・団体相互の情報交換、連携・協力した普及啓発を行います。
- 県内の養成施設において、食育の専門知識をもった管理栄養士・栄養士・専門調理師※・調理師等食育指導者となる人材を養成します。
- それぞれの関係機関や団体が行っている食育の成果を発表したり、意見交換の場を設けることにより、効果的な事例を共有し食育の取り組みを発展させます。
- 子どもから高齢者までが集う地域住民の交流の場を設け、県民の食育活動への理解を深めます。

長野県の取組

- 県の関係部局が連携し、食育推進施策を展開します。
- 食育に関する効果的な取組を共有するため、「信州の食を育む県民会議」等関係機関・団体等の意見交換の場を設けるとともに食育推進について検討します。
- 食を育む県民大会を開催し、県民の食育に関する様々なテーマについて県民へPRします。
- 10 圏域ごとに地域における食育推進のための課題等の共有、連携を行うための「地域連絡会議」を開催します。
- 市町村や学校等（保育所、幼稚園、学校）における食育推進計画の策定を支援します。
- 市町村及び関係機関・団体が協働した食育活動が広がるよう支援します。
- 市町村や旅館・ホテル、飲食店等の関係者と連携し、「おいしい信州ふード」SHOPを情報発信拠点として信州の食の魅力を発信する環境づくりに取り組みます。
- 飲食店や宿泊施設等と協力・連携し、総合的に食育に取り組む「信州食育発信 3つの星レストラン」を増やし、食育の情報を県民に発信します。
- 食生活改善推進員の養成講座の開催を支援します。

※専門調理師

調理師の資格を持ち、一定の実務経験を経た者で、調理師法の第8条の3に基づいて実施される調理技術審査に合格した者。

- 長野県農村生活マイスターを認定し、活動の一環として食育活動を積極的に推進します。
- 食生活改善推進員等の食育ボランティアの資質向上のための研修等を開催します。
- 県内で行われている関係機関・団体等の活動等の情報収集を進め、県民に向けて、その情報を発信します。
- 食育ボランティアや食に関する様々な資格を持ち、食育活動を実施している方々に対し、食育に関する情報を提供するなど活動を支援します。
- 食育ボランティアの活動状況を把握し、その情報を保育所や幼稚園、学校、市町村等に提供します。
- 食育に関わる専門職の研修会を開催するなど活動を支援します。
- 食育推進に関する施策の企画立案や効果的な広報活動を検討する基礎資料とするため、県民健康・栄養調査等を実施し、県民の食育に関する意識や実態を把握します。

指標・目標の一覧

目指すべき姿

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関心がある県民の割合	〈2016〉 48.0%	60%	県食育推進計画 (第2次)の目標 値を継続	県民健康・ 栄養調査
食育ボランティア数	〈2016〉 18,435 人	20,000 人	年間 250 人程度 の増加を目指す	農林水産省 調査
市町村食育推進計画の策定割合（再掲）	〈2016〉 51 市町村 (66.2%)	100%	国第3次食育推 進基本計画の目 標値	農林水産省 調査

県民の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
圏域ごとの食育地域フォーラム の開催回数・参加人数	〈2016〉 10 圏域各 1 回 1,312 人	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査

関係機関・団体の取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
計画的に食育を進めている保育所 の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	こども・家 庭課調査
計画的に食育を進めている幼稚園 の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	私学・高等 教育課調査
計画的に食育を進めている小・中学 校の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	保健厚生課 調査
食生活改善推進協議会の設置市町 村数	〈2017〉 58 市町村	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査

県取組

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
信州の食を育む県民会議の開催	〈2016〉 年 1 回	年 1 回	現状維持とする	健康増進課 調査
信州の食を育む県民大会の開催	〈2016〉 年 1 回	年 1 回	現状維持とする	健康増進課 調査
圏域ごとの地域連絡会議の開催	〈2016〉 2 回 /圏域	2 回 /圏域	現状維持とする	健康増進課 調査
圏域ごとの食育地域フォーラム の開催(再掲)	〈2016〉 10 回 /圏域 1,312 人	10 回 /圏域	現状維持とする	健康増進課 調査
食生活改善推進員研修会 (リーダー研修会) 養成講座	〈2016〉 保健福祉事務所 各 1 コース 8 講座	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査
農村生活マイスター認定に係る事 前講座の開催	〈2016〉 年 5 回 20 人	年 5 回 20 人	現状維持とする	農村振興課 調査
市町村管理栄養士等への研修会の 開催	〈2016〉 10 保健福祉事務所 87 回 954 人	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査
特定給食施設等への研修会の開催	〈2016〉 10 保健福祉事務所 33 回 2,316 人	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査
特定給食施設等への巡回指導回数	543 件			

参考資料

- 1 指標目標の一覧
- 2 長野県食育推進計画（第2次）達成目標の進捗状況
- 3 用語の解説（50音順）
- 4 食育基本法
- 5 信州の食を育む県民会議設置要綱
- 6 長野県食育推進計画策定評価委員会設置要綱及び同委員名簿
- 7 長野県食育推進計画（第3次）策定経過
- 8 食育推進担当窓口

「長野県食育推進計画（第3次）」（案）の概要

第1章 計画の基本的事項
1 計画策定の趣旨 ○ 経済状況の変化、ライフスタイルの変化、核家族の増加などを背景に、食における多様化がさらに進んでいる。 ○ 食育の重要性をさらに普及し、実践する県民を増やすとともに、課題が多い若者・働き盛り世代の食育への「学び」を推進し、食の原点である共食並びに郷土食、伝統食の継承などを推進するために、関係機関・団体、関係者などの「自治の力」を活かし県の役割を明確にして計画的に展開するものである。 *食育とは：知育、徳育、体育の基礎となるべきもので、「食」の知識、選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人を育てること
2 計画の位置づけ ○ 食育基本法第17条に規定された都道府県食育推進計画 ○ 長野県総合5か年計画、第2期信州保健医療総合計画、第3期長野県食と農業農村振興計画等と整合し、一体的に推進を図るもの。
3 計画の期間 平成30年度（2018年度）～2022年度（5年間）
4 計画の推進体制 ○ 「信州の食を育む県民会議」における計画の推進・評価 ○ 「信州の食を育む県民会議」の構成団体による食育の推進 ○ 保健福祉事務所ごとに設置している「地域連絡会議」による取組の実践
5 計画の進捗管理・評価、公表 ○ 関係機関・団体及び長野県は「信州の食を育む県民会議」等を活用し、連携。 ○ 統計資料等を活用し、計画に記載されている指標の進捗状況を数値で把握し、必要なアンケートを実施するほか、関係機関等の取組状況等を確認。 ○ 進捗管理、評価を毎年実施し、必要があれば修正。 ○ 県は施策の取組状況を県ホームページへの掲載等により公表。

第3章 基本理念		
～信州の食でつながる、人づくり・地域づくり～		
第2章 現状と課題	第4章 目指すべき姿と目標	第4章 重点的な取組
若い世代への食育	○ 子どもの親や若い世代が食育に関心を持つ。 ○ 家族や友人、地域などで様々な人と一緒に楽しく食事をする機会を持つ。 ○ 幼児期から基本的な生活習慣を身に付ける。 ○ 子どもや若い世代がバランスのとれた食事を準備できるスキルや知識を身に付ける。 ※食育に関心を持つ若い世代の割合 20歳代男性（2016年度）18.1%→（2022年度）33% ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童・生徒の割合（2016年度）小5:28.1%、中2:39.1% →（2022年度）減少	➤ 保育所、幼稚園、学校、家庭、地域と連携し、入学の機会やクラス懇談会等を活用した取組の推進。（生活習慣や、食事のバランス、共食など） ➤ 市町村による食育講座や子育てセミナーの開催。 ➤ 「信州こどもカフェ」や「こども食堂」における共食の取組。 ➤ 食育ボランティアと県内の大学生との交流を通じた、「学び」の場の創出
	○ 適正体重の維持 ○ メタボリックシンドロームが強く疑われる人・予備群の割合が減少 ○ 成人の糖尿病が強く疑われる人・予備群の割合の減少 ○ 成人の高血圧者・正常高値血圧の人の割合が減少 ○ 低栄養（BMI20以下）の高齢者の減少 ○ 何でも噛んで食べられる人の増加 ※ 低栄養傾向の高齢者（65歳以上女性）（2016年度）23.6%→（2022年度）22%	➤ 事業所給食における健康に配慮したメニュー提供への支援。事業所への食生活講座の実施。 ➤ 「野菜たっぷり」や「減塩」「適量の選択」など健康に配慮したメニューを提供する飲食店を登録・支援。 ➤ 食育ボランティアと連携し高齢者の低栄養についての周知・啓発。 ➤ 高齢者へのフレイル対策としての栄養管理の観点からの周知・啓発。オーラルフレイル（口腔の虚弱）対策の取組。
	○ 地消地産などの郷土への理解を深める。 ○ 食に関する感謝の気持ちを持つ。 ○ 食品ロスの削減に取り組む。 ○ 食品に関する信頼できる情報に基づき、適切な判断をし、健全な食生活が行われる知識を持つ。 ※作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合（H28）45.7%→（2022年度）48% 1人1日当たりの一般廃棄物排出量（2015年度）836g/人・日→（2020年度）795g/人・日	➤ 食と農を関連付けた学びの場の充実。 ➤ 食育ボランティアや食の専門家による郷土食・伝統食、信州農畜産物を活用した料理体験教室の開催。 ➤ 調理師専門学校生、栄養士、若手シェフを対象とした地域食材活用のための普及・啓発。 ➤ 学校給食で一層の地場産物活用のための情報提供の実施 ➤ 食品ロス削減に向け意識向上のため「残さず食べよう！30・10運動」の推進。 ➤ 食品の安全性に関する関係者の相互理解の推進と県民への情報提供。
世界一の健康長寿を目指す食育	・ 成人男性の3人に1人は肥満。 ・ 県民の食塩摂取量は男性 11.2g、女性 9.5gであり、減らす必要がある。 ・ 20歳～50歳代の野菜の摂取量が少ない。 ・ 65歳以上の女性の低栄養傾向者が増加しており、低栄養の予防が必要。 ・ 何でも噛んで食べられる人は約8割。	
食の循環と地域の食を意欲した食育	・ 食べ物を残すことをもったいないと思う児童生徒は約8割。 ・ 郷土料理や、伝統料理を1種類以上作ることができる人は20歳代で少ない。 ・ 1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は836gで、目標値の800gまでもう少し。 ・ 食品に関する正しい情報が必要。	
信州の食を育む環境づくり	・ 食育に関心のある県民の割合は男性約3割、女性約6割。 ・ 食育ボランティアは、全体では増加しているが、減少している団体も見られる。 ・ 地域において食に関わる様々な人が、連携して地域全体の食育に対する意識を高める必要がある。 ・ 市町村食育推進計画の策定率が7割弱。	➤ 子どもから高齢者までが集い、食育を推進するための地域住民の交流の場の支援。 ➤ 食育ボランティアの養成・育成・活動への支援。 ➤ 「おいしい信州ふード（風土）SHOP」、「信州食育発信3つの星レストラン」を拠点とした信州の食の魅力を発信。 ➤ 食育に関する効果的な取組を共有するため、関係機関・団体の成果発表、意見交換の場を設ける。

1 指標・目標の一覧

目指すべき姿

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関心を持つ若い世代の割合 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	〈2016〉 18.1% 48.5% 32.0% 57.2%	33% 63% 47% 72%	国第 3 次食育推進基本計画の目標値を参考にし、現在より約 15%増を目指す	県民健康・栄養調査
ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童・生徒の割合	〈2016〉 (小 5) 28.1% (中 2) 39.1%	減少	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考	児童生徒の食に関する実態調査
家族や友人等 2 人以上での食事、楽しい食事をする者の割合 (15 歳以上) 朝食 夕食	〈2016〉 58.4% 73.1%	現状維持	国第 3 次食育推進基本計画の目標値を参考	県民健康・栄養調査
朝食を欠食する児童生徒の割合	〈2017〉 (小 6) 3.2% (中 3) 5.0%	現状以下	第 3 次長野県教育振興基本計画の目標値	全国学力・学習状況調査
朝食欠食率 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	〈2016〉 37.5% 17.9% 10.7% 8.7%	15% (30 歳代は増加させない)	国第 3 次食育推進基本計画の目標値	県民健康・栄養調査
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日食べている若い世代の割合 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	〈2016〉 38.7% 40.3% 39.8% 52.1%	55%以上	国第 3 次食育推進基本計画の目標値	県民健康・栄養調査

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
肥満者 (BMI25 以上) の割合 20～69 歳男性 40～69 歳女性	〈2016〉 35.2% 19.6%	28% 19%	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考	県民健康・栄養調査
やせ (BMI18.5 未満) の割合 20～39 歳女性	〈2016〉 14.8%	減少	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考	県民健康・栄養調査
低栄養傾向 (BMI20 以下) の高齢者の割合 65 歳以上男性 65 歳以上女性	〈2016〉 10.3% 23.6%	現状維持 22%	健康日本 21 (第 2 次) の指標の目標値	県民健康・栄養調査
メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群の割合 (40～74 歳) 男性 女性	〈2016〉 49.6% 15.1%	40% 10%	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考に H22 年度 (前計画のペ-スライン) と比べて 25%の減少	県民健康・栄養調査
糖尿病が強く疑われる者・予備軍の割合 (40～74 歳) 男性 女性	〈2016〉 26.7% 20.6%	26% 20%	健康日本 21 (第 2 次) の指標を参考に増加を抑制	県民健康・栄養調査

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
高血圧者・正常高値血圧の者の割合 (40～74 歳) 男性 女性	〈2016〉 68.1% 49.6%	55% 35%	健康日本 21（第 2 次）の指標を参考に H22 年度（前計画のベースライン）と比べて 25%の減少	県民健康・栄養調査
何でも嚙んで食べることができる者の割合	〈2016〉 79.7%	79.7%以上	現状より増加	県民歯科保健実態調査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
作ることができる郷土料理や伝統食が 1 種類以上ある県民の割合	〈2016〉 47.5%	増加	現状より増加	県民健康・栄養調査
食べ物を残すことをもったいないことだと思う児童生徒の割合	〈2016〉 小 5 80.2% 中 2 78.5%	増加	現状より増加	児童生徒の食に関する実態調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関心がある県民の割合	〈2016〉 48.0%	60%	県食育推進計画（第 2 次）の目標値を継続	県民健康・栄養調査
食育ボランティア数	〈2016〉 18,435 人	20,000 人	年間 250 人程度の増加を目指す	農林水産省調査
市町村食育推進計画の策定割合（再掲）	〈2016〉 51 市町村 (66.2%)	100%	国第 3 次食育推進基本計画の目標値	農林水産省調査

県民の取組

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
若い世代の野菜摂取量(1人1日当たり) 20～49 歳	〈2016〉 276 g	350g	健康日本 21(第2次) の目標値	県民健康・ 栄養調査
日ごろ塩分を控えるように心がけている人 (20～49 歳)	〈2016〉 男性 17.9% 女性 31.8%	増加	現状より増加	県民健康・ 栄養調査
作ることができる郷土料理や伝統食が1種類 以上ある県民の割合	〈2016〉 47.5%	増加	現状より増加	県民健康・ 栄養調査

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日 2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	〈2016〉 49.8%	80%	健康日本 21 (第 2 次) の目標値	県民健康・ 栄養調査
成人1人1日当たりの野菜摂取量	〈2016〉 304 g	350 g	健康日本 21 (第 2 次) の目標値	県民健康・ 栄養調査
果物摂取量が100g 未満の者の割合	〈2016〉 男性 66.1% 女性 49.6%	30%	健康日本 21 (第 2 次) の目標値	県民健康・ 栄養調査
食品購入時等に栄養成分表示を活用している 人の割合	〈2016〉 15 歳以上 42.0%	60%	食品への栄養成分表 示の義務化を踏まえ 設定	県民健康・ 栄養調査
成人1人1日当たりの食塩摂取量	〈2016〉 10.3 g	8 g	健康日本 21 (第 2 次) の目標値	県民健康・ 栄養調査
日頃よく噛むことを意識している人の割合	〈2016〉 58.4%	58.4%	現状より増加	県民歯科保 健実態調査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
1人1日当たりの一般廃棄物排出量	〈2015〉 836g/人・日	〈2020〉 795 g/人・日	現在の排出量の減少 傾向と施策の効果を 参考	環境省：一 般廃棄物処 理事業実態 調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
圏域ごとの食育地域フォーラム の開催回数・参加人数	〈2016〉 10 圏域各1回 1,312 人	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査

関係機関・団体の取組

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
市町村食育推進計画の策定割合	〈2016〉 51 市町村 (66.2%)	77 市町村 (100%)	国第 3 次食育推進 基本計画の目標値	農林水産省 調査
計画的に食育を進めている保育所の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	こども・家庭 課調査
計画的に食育を進めている幼稚園の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	私学・高等 教育課調査
計画的に食育を進めている小・中学校の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	保健厚生課 調査

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
特定保健指導終了率	〈2016〉 27.6%	45%	健康日本 21（第 2 次）の目標値	厚生労働省 調査
利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の 評価、改善を実施している特定給食施設の割 合	〈2016〉 65.5%	80%	健康日本 21（第 2 次）の目標値	特定給食施 設栄養管理 報告書
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店 の増加	〈2016〉 869 店舗	1,000 店舗	現在の増加割合を 参考	県・長野市 調査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店 の増加（県産農産物利用の飲食店、弁当）	〈2016〉 869 店舗	1,000 店舗	現在の増加割合を 参考	県・長野市 調査
「おいしい信州ふーど」SHOP 登録数	〈2016〉 1,298 店	1,600 店	長野県食と農業農 村振興計画の目標 値	農産物マー ケティング 室調査
売上高 1 億円以上の農産物直売所数及び売上 総額	〈2016〉 52 施設 151 億円	60 施設 200 億円	長野県食と農業農 村振興計画の目標 値	農産物マー ケティング 室調査
学校給食における県産食材の利用割合	〈2016〉 45.7%	48%	長野県食と農業農 村振興計画の目標 値	農産物マー ケティング 室調査
「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジ ェクト～」協力店登録数	〈2016〉 617 店舗	400 店舗以上	長野県廃棄物処理 計画(第 4 期)の目 標値 (H32 の目標 値)	資源循環推 進課調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
計画的に食育を進めている保育所の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	こども・家 庭課調査
計画的に食育を進めている幼稚園の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	私学・高等 教育課調査
計画的に食育を進めている小・中学校の割合	〈2016〉 100%	100%	現状維持とする	保健厚生課 調査
食生活改善推進協議会の設置市町村数	〈2017〉 58 市町村	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査

長野県の実践

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
保育所給食担当者研修会の開催数	〈2016〉 10 回	10 回	現状維持とする	こども・家庭課調査
学校給食主任研修会	〈2016〉 実施	実施	現状維持とする	保健厚生課調査
食に関する出前講座の回数	〈2016〉 51 回	増加	現状より増加	健康増進課調査

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
健康づくりメニューの提供飲食店増加のための研修会の開催	〈2016〉 実施	実施	現状維持とする	健康増進課調査
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈2016〉 10 保健福祉事務所 87 回 (954 人)	現状維持	現状維持とする	健康増進課調査
特定給食施設等への研修会の開催	〈2016〉 33 回 (2,316 人)	現状維持	現状維持とする	健康増進課調査
特定給食施設等への巡回指導回数	543 件			
特定健康診査・特定保健指導に関する研修会の開催	〈2016〉 10 保健福祉事務所 24 回	現状維持	現状維持とする	健康増進課調査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
地産地消シンポジウムの開催	〈2016〉 1 回／年	1 回／年	現状維持	農産物マーケティング室調査
信州の味コンクールの開催	〈2016〉 1 回／年	1 回／年	現状維持	農村振興課調査
学校給食主任研修会	〈2016〉 実施	実施	現状維持とする	保健厚生課調査
消費者大学・出前講座等の年間参加者	—	20,000 人	第 2 次長野県消費生活基本計画の目標値	くらし安全・消費生活課調査
長野県食品衛生監視指導計画に基づく食品事業所への立入検査等の実施	〈2016〉 実施	実施	現状維持	食品・生活衛生課調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
信州の食を育む県民会議の開催	〈2016〉 年 1 回	年 1 回	現状維持とする	健康増進課調査
信州の食を育む県民大会の開催	〈2016〉 年 1 回	年 1 回	現状維持とする	健康増進課調査
圏域ごとの地域連絡会議の開催	〈2016〉 2 回／圏域	2 回／圏域	現状維持とする	健康増進課調査
圏域ごとの食育地域フォーラムの開催(再掲)	〈2016〉 10 回／圏域 1,312 人	10 回／圏域	現状維持とする	健康増進課調査

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食生活改善推進員研修会 (リーダー研修会) 養成講座	〈2016〉 保健福祉事務所 各 1 コース 8 講座	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査
農村生活マイスター認定に係る事前講座の開催	〈2016〉 年 5 回 20 人	年 5 回 20 人	現状維持とする	農村振興課 調査
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈2016〉 10 保健福祉事務所 87 回 954 人	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査
特定給食施設等への研修会の開催 特定給食施設等への巡回指導回数	〈2016〉 10 保健福祉事務所 33 回 2,316 人 543 件	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査

2 長野県食育推進計画（第2次）の達成目標の進捗状況

1 区分について

①：目指すべき姿の指標 ②：県民自らの取組の指標 ③：関係機関・団体の取組の指標 ④：長野県取組の指標

2 評価について

A：目標値に達した B：目標値に達していないが改善傾向 C：変わらない D：悪化している E：評価困難

・評価欄の下線部分については、策定時のベースラインが直近値に対してどのように変化したか、変化について統計学的検定を行い、有意な差があった場合はその確率（ $P < 0.05 = *$ 、 $P < 0.01 = **$ ）を記載。

・検定を行ったデータは、平成17年国勢調査男女計人口を基準人口として年齢調整値を算出し、年度による人口構造の違いを補正した。統計学的検定ができない項目は実数の比較を行った。

※県民健康・栄養調査結果は、圏域ごとの標本数の偏りや、標本の年齢構成を県の実際の年齢構成に合わせる調整をしているため、既に食育推進計画や調査報告書に記載されている値とは異なる場合がある。

基本分野	区分	指標	ベースライン (H24)	H25	H26	H27	H28	目標値 (H29)	評価
Ⅰ 信州の食を育む環境づくり	①	食育に関心がある県民の割合	〈H22〉 51.5%	〈H25〉 54.0%	—	—	〈H28〉 48.0%	65%以上	<u>C</u>
	②	食育ボランティア数	〈H23〉 17,338 人	〈H25〉 17,994 人	〈H26〉 18,111 人	〈H27〉 18,522 人	〈H27〉 18,522 人	20,000 人	B
		家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする者の割合(15歳以上) 朝食 夕食	〈H22〉 61.2% 74.6%	〈H25〉 65.4% 77.9%	—	—	〈H28〉 58.4% 73.1%	80%	<u>C</u> <u>C</u>
	③	市町村食育推進計画の策定割合	〈H24〉 46 市町村 (59.7%)	〈H25〉 48 市町村 (62.3%)	〈H26〉 52 市町村 (67.5%)	〈H27〉 53 市町村 (68.8%)	〈H28〉 51 市町村 (66.2%)	100%	B
		計画的に食育を進めている保育所の割合	〈H24〉 100%	〈H25〉 100%	〈H26〉 100%	〈H27〉 100%	〈H28〉 100%	100%	A
		計画的に食育を進めている幼稚園の割合	〈H24〉 100%	〈H25〉 100%	〈H26〉 100%	〈H27〉 100%	〈H28〉 100%	100%	A
		計画的に食育を進めている小・中学校の割合	〈H24〉 100%	〈H25〉 100%	〈H26〉 100%	〈H27〉 100%	〈H28〉 100%	100%	A
	④	食生活改善推進協議会が組織されている市町村数	〈H24〉 64 市町村	〈H25〉 64 市町村	〈H26〉 63 市町村	〈H27〉 60 市町村	〈H28〉 60 市町村	維持	D
		信州の食を育む県民会議の開催	〈H24〉 年2回	〈H25〉 年2回	〈H26〉 年2回	〈H27〉 年1回	〈H28〉 年1回	現状維持	C
		信州の食を育む県民大会の開催	〈H24〉 年1回	〈H25〉 年1回	〈H26〉 年1回	〈H27〉 年1回	〈H28〉 年1回	現状維持	A
		圏域ごとの地域連絡会議の開催	〈H24〉 10 圏域各年 2回	〈H25〉 2.1 回 /圏域	〈H26〉 2 回 /圏域	〈H27〉 2.2.回 /圏域	〈H28〉 2 回 /圏域	現状維持	A
		圏域ごとの地域フォーラムの開催	〈H24〉 10 圏域各1回	〈H25〉 9 回/圏域	〈H26〉 9 回/圏域	〈H27〉 10 回/圏域	〈H28〉 10 回/圏域	現状維持	A
		「おいしい信州ふーど（風土）」SHOP	〈H24〉 150 店	〈H25〉 368 店	〈H26〉 888 店	〈H27〉 1,251 店	〈H28〉 1,293 店	800 店	A
		食生活改善推進員養成講座の開催	〈H24〉 保健福祉事務所 各1コース	〈H25〉 11 コース	〈H26〉 11 コース	〈H27〉 8 コース	〈H28〉 8 コース	現状維持	C
		食生活改善推進員リーダー研修会	〈H24〉 保健福祉事務所 各1コース	〈H25〉 10 コース	〈H26〉 10 コース	〈H27〉 10 コース	〈H28〉 10 コース	現状維持	A
		農村生活マイスターの養成講座の開催	〈H24〉 年5回	〈H25〉 年5回	〈H26〉 年5回	〈H27〉 年5回	〈H28〉 年5回	継続	C
		県民健康・栄養調査、児童生徒の食生活に関する実態調査の実施	〈H24〉 概ね3年に 1度 年1回	〈H25〉 各調査を 実施	—	—	〈H28〉 各調査を 実施	継続	A
Ⅱ 未来を担う子どもの食育	①	毎日朝食を食べる児童生徒の割合	〈H24〉 小6 91.2% 中3 85.1%	〈H25〉 小6 91.1% 中3 86.4%	〈H26〉 小6 90.9% 中3 86.0%	〈H27〉 小6 89.9% 中3 85.2%	〈H28〉 小6 89.7% 中3 85.7%	小6 93% 中3 87%	<u>D</u> ** <u>C</u>
		共食が楽しいと思う児童・生徒の割合	〈H25〉 小5 89.9% 中2 78.2%	〈H25〉 小5 89.9% 中2 78.2%	—	—	〈H28〉 小5 89.3% 中2 79.8%	増加	C C

基本分野	区分	指標	ベースライン (H24)	H25	H26	H27	H28	目標値 (H29)	評価
Ⅱ未来を担う子どもの食育	②	ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童・生徒の割合	〈H22〉 小5 24.8% 中2 40.3%	〈H25〉 小5 26.5% 中2 41.5%	〈H25〉 小5 26.5% 中2 41.5%	〈H25〉 小5 26.5% 中2 41.5%	〈H28〉 小5 28.1% 中2 39.1%	小5 22% 中2 37%	C C
		バランスの良い朝食を食べている児童・生徒の割合	〈H22〉 小5 43.5% 中2 44.2%	〈H25〉 小5 49.9% 中2 49.6%	—	—	〈H28〉 小5 49.9% 中2 50.8%	小5 50% 中2 50%	A A
	③	学校給食での県産農産物利用率	〈H23〉 42.3%	〈H25〉 42.6%	〈H26〉 43.8%	〈H27〉 44.3%	〈H28〉 45.7%	45%	A
	④	公立小・中・特別支援学校への栄養教諭の配置数	〈H24〉 63名	〈H25〉 61名	〈H26〉 93名	〈H27〉 123名	〈H28〉 125名	120名以上	A
		保育所給食担当者研修会の開催数	〈H24〉 10回	〈H25〉 10回	〈H26〉 10回	〈H27〉 10回	〈H28〉 10回	10回	A
Ⅲ健康づくりと食育	①	肥満者（BMI25以上）の割合 20～69歳男性 40～69歳女性	〈H22〉 28.9% 15.1%	〈H25〉 27.0% 18.7%	—	—	〈H28〉 35.2% 19.6%	22% 11%	<u>C</u> <u>C</u>
		やせ（BMI18.5未満）の割合 20～39歳女性	〈H22〉 25.6%	〈H25〉 16.4%	—	—	〈H28〉 14.8%	23%	<u>A</u> *
		低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合 65歳以上男性 65歳以上女性	〈H22〉 13.9% 16.5%	〈H25〉 13.5% 19.4%	—	—	〈H28〉 10.3% 23.6%	現状維持	<u>C</u> <u>D</u> *
		しっかり噛（か）んで食べられる者の割合	〈H25〉 81.8%	〈H25〉 81.8%	—	—	—	増加	E
		介護予防事業(二次予防事業)対象者の割合 栄養改善	〈H22〉 1.2%	〈H25〉 1.5%	〈H26〉 1.4%	—	—	0.9%	E
		メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群の割合(40～74歳) 男性 女性	〈H22〉 52.7% 14.2%	〈H25〉 40.9% 14.4%	—	—	〈H28〉 49.6% 15.1%	40% 10%	<u>C</u> <u>C</u>
		高血圧者・正常高値血圧の者の割合(40～74歳) 男性 女性	〈H22〉 73.2% 45.8%	〈H25〉 67.6% 57.5%	—	—	〈H28〉 68.1% 49.6%	55% 35%	<u>C</u> <u>C</u>
	②	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	〈H25〉 52.8%	〈H25〉 52.8%	—	—	〈H28〉 49.8%	増加	<u>C</u>
		成人1人1日当たりの食塩摂取量	〈H22〉 11.5g	〈H25〉 10.6g	—	—	〈H28〉 10.3g	9g	<u>B</u> *
		野菜摂取量(1人1日当たり) 成人 20～49歳	〈H22〉 320g 293g	〈H25〉 319g 284g	—	—	〈H28〉 304g 276g	350g	<u>C</u> <u>D</u> **
		成人1人1日当たりの果物摂取量が100g未満の者の割合 男性 女性	〈H22〉 61.5% 44.3%	〈H25〉 65.2% 50.2%	—	—	〈H28〉 65.6% 53.7%	45% 35%	<u>C</u> <u>D</u> **
		食事バランスガイド等の利用率 成人	〈H22〉 35.7%	〈H25〉 38.0%	—	—	〈H28〉 36.2%	60%	<u>C</u>
		栄養成分表示がされた食品の利用者の割合 15歳以上	〈H22〉 39.6%	〈H25〉 36.1	—	—	〈H28〉 42.0%	60%	<u>C</u>
		栄養成分表示を食事の適量を判断するために利用している者の割合 15歳以上	〈H22〉 22.5%	〈H25〉 20.9%	—	—	〈H28〉 30.7%	60%	<u>B</u> *
		朝食欠食率 20歳代男性 20歳代女性 30歳代男性 30歳代女性	〈H22〉 20.3% 14.6% 16.3% 7.0%	〈H25〉 24.6% 17.0% 17.8% 9.7%	—	—	〈H28〉 37.5% 17.9% 10.7% 8.7%	10% (30歳代女性 性は増加させない)	D <u>C</u> <u>C</u> <u>C</u>
		日頃よく噛（か）むこと意識している人の割合	〈H22〉 26.5%	〈H25〉 60.7%	—	—	〈H28〉 58.4%	増加	<u>A</u> **
	③	食事バランスガイドや栄養成分などの表示をする飲食店の割合	〈H24〉 5.3%	—	—	〈H27〉 6.6%	〈H27〉 6.6%	5.4%以上	A
		食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の増加 食品企業 飲食店	0社 88店舗	3社 88店舗	5社 528店舗	6社 852店舗	16社 869店舗	700店舗	A A
		利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合	〈H23〉 63.8%	〈H25〉 66.2%	〈H25〉 65.1%	〈H27〉 66.1%	〈H28〉 65.5%	72%	B

基本分野	区分	指標	ベースライン (H24)	H25	H26	H27	H28	目標値 (H29)	評価
健康づくりと食育	③	噛（か）むことを意識した健康教育の実施市町村数	〈H22〉 58 市町村	—	〈H26〉 42 市町村	〈H27〉 37 市町村	〈H28〉 26 市町村	増加	D
		介護予防事業二次予防事業の栄養改善に取り組む市町村数 通所型(栄養改善単独) 訪問型(栄養改善(配食支援以外))	〈H22〉 12 市町村 11 市町村	〈H25〉 13 市町村 —	〈H26〉 10 市町村 —	— —	— —	77 市町村	E E
	④	健康づくりメニューの提供飲食店増加のための研修会の開催	〈H25〉 15 回開催	〈H25〉 15 回開催	〈H26〉 16 回開催	〈H27〉 実施	〈H28〉 実施	実施	A
		市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈H23〉 10 保健福祉 事務所 62 回 1,000 人	〈H25〉 10 保健福祉 事務所 64 回 893 人	〈H26〉 10 保健福祉 事務所 65 回 1,099 人	〈H27〉 10 保健福祉 事務所 71 回 1,125 人	〈H28〉 10 保健福祉 事務所 87 回 954 人	現状維持	A
		特定給食施設等への研修会の開催	〈H23〉 10 保健福祉 事務所 46 回 2,336 人 679 件	〈H25〉 10 保健福祉 事務所 51 回 2,574 人 608 件	〈H26〉 10 保健福祉 事務所 53 回 2,858 人 720 件	〈H27〉 10 保健福祉 事務所 43 回 2,635 人 700 件	〈H28〉 10 保健福祉 事務所 33 回 2,316 人 543 件	現状維持	C C
		特定給食施設等への巡回指導回数							
		食品衛生責任者補習講習会等で食事バランスガイドや栄養成分表示等について情報提供	〈H23〉 23 回 2,909 人	〈H25〉 15 回 1,085 人	〈H26〉 23 回 3,112 人	〈H27〉 73 回 17,028 人	〈H28〉 23 回 3,893 人	現状維持	A
		健康長寿ながの 県民減塩運動～今より1g塩を減らそう運動～	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A
		介護予防事業の先進事例・好事例等の情報提供	年1回	〈H25〉 集計中	〈H26〉 年1回	〈H27〉 年1回	〈H28〉 年1回	年1回	A
IV信州の食の理解と継承	①	家庭で料理を作る際に、時々は地元農産物を利用する割合	〈H24〉 79.5%	〈H25〉 83.1%	〈H26〉 85.2%	〈H27〉 86.7%	〈H28〉 79.2%	85%	B
		食べ物を残すことをもったいないことだと思う児童生徒の割合	〈H22〉 小5 81.9% 中2 74.2%	〈H25〉 小5 78.4% 中2 72.1%	—	—	〈H28〉 小5 80.2% 中2 78.5%	85% 80%	C B
		作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合	〈H22〉 50%	〈H25〉 41.3%	—	—	〈H28〉 47.5%	70%	C
	②	「おいしい信州ふーど（風土）」の認知度	〈H24〉 県内：24.3% 〈H26〉 県外：16.0%	〈H25〉 県内：40.3% 県外：—	〈H26〉 県内：52.2% 県外：16.0%	〈H27〉 県内：65.6% 県外：16.0%	〈H28〉 県内：54.1% 県外：14.0%	県内：75% 県外：25%	B B
		1人1日あたり一般廃棄物排出量	〈H22〉 862g/人・日	〈H25〉 847g/人・日	〈H25〉 847g/人・日	〈H26〉 838g/人・日	〈H27〉 836g/人・日	800g/ 人・日	B
		作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合(再掲)	〈H22〉 50%	〈H25〉 41.3%	—	—	〈H28〉 47.5%	70%	C
	③	生産者GAPに取り組むJA生産部会・農産物直売所の割合	〈H23〉 13%	〈H25〉 15%	〈H26〉 19%	〈H27〉 20%	〈H28〉 23%	39%	B
		農家レストラン数	〈H22〉 79 店	—	—	—	〈H27〉 77 店	85 店	C
		市民農園数	〈H23〉 308 箇所	〈H25〉 313 箇所	〈H26〉 313 箇所	〈H27〉 326 箇所	—	350 箇所	B
		学校給食での県産農産物利用率（再掲）	〈H23〉 42.3%	〈H25〉 42.6%	〈H26〉 43.8%	〈H27〉 44.3%	〈H28〉 45.7%	45%	A
		グリーン・ツーリズム情報誌の発行	〈H23〉 20,000 部／ 年	〈H25〉 20,000 部／ 年	—	—	—	20,000 部 ／年	E
		食べ残しを減らそう協力店登録数	〈H23〉 252 店舗	〈H25〉 279 店舗	〈H26〉 289 店舗	〈H27〉 440 店舗	〈H28〉 617 店舗	300 店舗	A
	④	地産地消シンポジウムの開催	〈H23〉 1 回／年	〈H25〉 1 回／年	〈H26〉 1 回／年	〈H27〉 1 回／年	〈H28〉 1 回／年	1 回／年	A
		農産物直売所数	〈H22〉 814 店	〈H25〉 827 店	〈H26〉 809 店	〈H27〉 788 店	〈H28〉 805 店	840 店	B
		地域の方を講師として活用している小学校の割合（稲作り）	〈H24〉 81.6%	〈H25〉 75.9%	—	—	—	現状維持	E
		地域における農業体験実施団体への支援	〈H23〉 延べ17 団体	〈H25〉 延べ41 団体	〈H26〉 延べ48 団体	〈H27〉 延べ51 団体	〈H27〉 延べ51 団体	延べ50 団体	A
		都市農村交流人口	〈H23〉 549,210 人	〈H25〉 608,073 人	〈H26〉 599,351 人	〈H27〉 604,427 人	〈H28〉 624,909 人	600,000 人	A

基本分野	区分	指標	ベースライン (H24)	H25	H26	H27	H28	目標値 (H29)	評価
IV 信州の食の理解と継承	④	長野県食品衛生監視指導計画に基づく食品事業所への立入検査等の実施	毎年度計画を策定し、実施	実施	実施	実施	実施	継続	A
		小売店等への食品表示調査件数	〈H23〉 713 件	〈H25〉 581 件	〈H26〉 484	〈H27〉 422 件	〈H28〉 353 件	720 件	D
		生産者 G A P に取り組む J A 生産部会・農産物直売所の割合	〈H23〉 13%	〈H25〉 15%	〈H26〉 19%	〈H27〉 20%	〈H28〉 23%	39%	B
		信州の環境にやさしい農作物認証面積	〈H23〉 1,594ha	〈H25〉 1536ha	〈H26〉 1,627ha	〈H27〉 1,763ha	〈H28〉 1,926ha	2,200ha	B
		食べ残しを減らそう協力店登録数（再掲）	〈H23〉 252 店舗	〈H25〉 279 店舗	〈H26〉 289 店舗	〈H27〉 440 店舗	〈H28〉 617 店舗	300 店舗	A
		信州伝統野菜の認定・支援事業の実施	〈H23〉 認定 28 件 料理発表 2 回	〈H25〉 認定 31 件 料理コンクール 1 回	〈H26〉 認定 43 回 料理コンクール 1 回	〈H27〉 認定 43 件 料理コンクール 1 回	〈H28〉 認定 46 件 料理コンクール 1 回	継続	A A
		信州の味コンクールの開催	〈H23〉 50 作品	〈H25〉 70 作品	〈H26〉 50 作品	〈H27〉 50 作品	〈H28〉 51 作品	継続	B

3 用語の解説 (50音順)

【あ行】

●オーラルフレイル

加齢による咀嚼や嚥下等の口腔機能低下の前段階を表す「口のトラブル」。

●おいしい信州ふーど

本県の素晴らしい農畜産物の魅力を県民一人一人が共有し、それぞれが情報発信する県民運動として平成23年から取組を開始しているもの。

県内で生産された農畜水産物及び主原料が信州産の加工食品、信州に根差した郷土食、加工食品のいずれかと定義し、信州ならではの食を広く取り込み、発信。

【か行】

●家庭の日

県及び青少年育成県民会議では、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、「家庭そろって食事をともにし、団らんの機会を作る」よう呼びかけている。

●郷土料理や伝統食

南北に長い県土や四季の変化に富んだ自然環境のもと、県内各地にある地域の歴史や特色を活かした料理郷土食の例) おやき、ニラせんべい、やしょうま、笹ずし、おなっとう、スネキ漬け、五平餅など。

【さ行】

●食の“地産地消”

地産地消の考え方に加えて、地域で消費するモノやサービスを、できるだけ地域で生産しようという考え方にに基づき、県内で消費する農畜産物について、県外産から信州産へ置き換えを推進する取組。

●信州ACE(エース)プロジェクト

しあわせな暮らしの基礎となる県民一人ひとりの健康を更に増進するため、長野県健康課題である脳卒中などを予防を目的に生活習慣の改善に取り組む「県民運動」。Aは「Action(体を動かす)」、Cは「Check(健診を受ける)」、Eは「Eat(健康に食べる)」を表す。

●食育ボランティア

食育の推進にあたって、地域に密着した活動を行うボランティア。食生活改善推進員や農村女性団体(農村女性ネットワークなどの、長野県農村生活マイスター協会、JA長野県女性協議会等)の会員など、伝統的な食文化や郷土食の作り方、日本型食生活、地産地消など「食」に関する知識と経験を持ち、学校や地域での食育活動を、熱意を持って先進的に展開している方々。

●専門調理師

調理師の資格を持ち、一定の実務経験を経た者で、調理師法の第8条の3に基づいて実施される調理技術審査に合格した者。

【な行】

●長野県版エシカル消費

持続可能な社会の実現のため、人・社会・環境・地域などに配慮した消費行動を指す「エシカル消費」に、健康長寿県である本県独自に「健康」もその内容として加え、強調したもの。

【は行】

● HACCP

食品の製造過程で衛生管理を行う上での重要なチェックポイントを定め、このチェックポイントを確認することにより、最終製品の安全性を保障するシステム

●フレイル(虚弱)

加齢とともに、心身の活動(例えば、筋力や認知機能など)が低下し、生活障がい、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。

【ま行】

●無形文化遺産

芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。

4 食育基本法

食育基本法(平成17年法律第63号)

(最終改正:平成27年9月11日法律第66号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん 濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の

念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、

積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動

等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について

準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施

策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化

等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成二一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則(平成二七年九月一一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

5 信州の食を育む県民会議設置要綱

(目 的)

第1 長野県食育推進計画に基づく本県における食育の施策に関し、幅広い機関・団体や県民の参画を得て、多面的、持続的な食育実践活動を展開するため、信州の食を育む県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(定 義)

第2 本要綱で「食育」とは、健康、教育、農業をはじめとする産業、伝統・文化等の視点を幅広く含む「食」の大切さを様々な経験を通じて認識し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる豊かな人間を育むことをいう。

(所管事務)

第3 県民会議は、食育の推進に関する次の事項を協議する。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進目標に関する事項
- (3) 子どもから高齢者までの健全な食生活の実現を図るための普及・啓発に関する事項
- (4) 地域の食文化の伝承、望ましい食習慣、食の安全、地産地消等食育に関する情報の提供・交換に関する事項
- (5) 食育の推進のための地域、関係機関・団体における取組及び連携に関する事項
- (6) その他食育の推進のために必要な事項

(組 織)

第4 県民会議は、別表1の機関・団体及び有識者で構成する。

- 2 会長、副会長及び委員を置く。
- 3 会長は、知事を持って充てる。
- 4 副会長は、構成員の中から若干名置く。

(会 議)

第5 会議は会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名されたものがその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、県民会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6 県民会議の運営を円滑に進めるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の県庁食育関係課で構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉部健康増進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7 県民会議の事務局は健康福祉部健康増進課に置き、農政部農業政策課農産物マーケティング室、教育委員会保健厚生課との分担と連携により運営する。

(地域連絡会議)

第8 県民に身近なところで食育の関係機関・団体が、連携して食育に取り組むため、各圏域に次のとおり地域連絡会議を設置する。

- (1) 地域連絡会議は、県民会議構成員の所属する組織の支部の他、地域において食育推進に係る関係者で構成する。
- (2) 地域連絡会議は、保健福祉事務所長が招集し、主宰する。
- (3) 地域連絡会議では、県民会議の方針を踏まえ、地域の実践活動が活発化するための具体的な方策を検討する。
- (4) 地域連絡会議の事務局は、保健福祉事務所健康づくり支援課内に置き、地方事務所農政課、農業改良普及センター、教育事務所との分担と連携により運営する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

この要綱は、平成28年1月19日から施行する。

この要綱は、平成29年2月13日から施行する。

(別表1 信州の食を育む県民会議構成団体)

構 成 団 体 名			
医療・保健等 関係	一般社団法人 長野県医師会	流通消費 者関係	長野県生活協同組合連合会
	一般社団法人 長野県歯科医師会		長野県消費者の会連絡会
	公益社団法人 長野県栄養士会	農業関係	一般社団法人 長野県農業会議
	一般社団法人 長野県調理師会		長野県農業協同組合中央会
	一般社団法人 長野県食品衛生協会		長野県農村文化協会
	公益社団法人 全日本司厨士協会 長野県本部		関東農政局
保育所・幼稚園・学校等関係	長野県小学校長会	食育ボラン ティア	長野県食生活改善推進協議会
	長野県中学校長会		農村女性ネットワークながの
	長野県高等学校長会		長野県農村生活マイスター協会
	一般社団法人 長野県保育連盟	市町村	長野県市長会
	一般社団法人 長野県私立幼稚園・ 認定こども園協会		長野県町村会
	長野県学校保健会栄養教諭・ 学校栄養職員部会		長野県市町村教育委員会連絡協議会
	長野県PTA連合会	県	長野県教育委員会
	公益財団法人 長野県学校給食会		長野県

(別表 2 幹事会)

構 成 課 ・ 職 名	
企画振興部 総合政策課長	環境部 資源循環推進課長
県民文化部 くらし安全・消費生活課長	産業労働部 産業政策課長
県民文化部 こども・家庭課長	農政部 農業政策課長
県民文化部 私学・高等教育課長	農政部 農業政策課 農産物マーケティング室長
健康福祉部 健康福祉政策課長	農政部 農業技術課長
健康福祉部 健康増進課長 (事務局)	農政部 農村振興課長
健康福祉部 保健・疾病対策課長	林務部 信州の木活用課長
健康福祉部 食品・生活衛生課長	教育委員会事務局 教学指導課長
環境部 環境政策課長	教育委員会事務局 保健厚生課長

6 長野県食育推進計画評価策定委員会設置要綱

（目 的）

第1 県民が「食」を通じて生涯にわたって心身の健康増進を図ると共に、豊かな人間性を育むための方向性や施策を明らかにした、長野県食育推進計画（第2次）（以下「2次計画」という。）の評価及び長野県食育推進計画（第3次）（以下「3次計画」という。）の策定にあたり、幅広い分野の有識者等から広く意見を聞くため、「長野県食育推進計画」評価策定委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

（任 務）

第2 会議は、次の事項について協議するものとする。

- （1）2次計画の評価に関すること。
- （2）3次計画に関すること。
- （3）その他必要な事項に関すること。

（組 織）

第3 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、食育の推進に係る団体、学識経験者、住民の代表及び行政関係者等から組織する。

（任 期）

第4 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（会 長）

第5 会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第6 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（事務局）

第7 会議の事務を処理するため、事務局を健康福祉部健康増進課に置く。

（補 則）

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成29年6月14日から適用する。

長野県食育推進計画評価策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	団 体 名
医療・保健等関係	岡田 啓治	一般社団法人 長野県医師会
	園原 規子	公益社団法人 長野県栄養士会
	山越 信治	一般社団法人長野県調理師会
	和田 啓子	一般社団法人長野県食品衛生協会
保育所・幼稚園・学校等関係	霜田 里美	長野県小学校長会
	塚本 久子	一般社団法人長野県保育連盟
	大星 充子	長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会
農業関係	丸山 剛	長野県農業協同組合中央会
	三澤 いく子	農村女性ネットワークながの
地域活動	六波羅 弘美	長野県食生活改善推進協議会
市町村	種田 厚子	松本市健康福祉部健康づくり課
有識者	廣田 直子	松本大学大学院 健康科学研究科
公募委員	胡桃澤 尚乃	
	高橋 奏子	

7 長野県食育推進計画（第3次）策定経過

（1）長野県食育推進計画評価策定委員会

開催日	主な会議内容
① 平成 29 年 7 月 25 日	長野県における食育の現状 長野県食育推進計画（第2次）の評価と課題について
② 平成 29 年 9 月 19 日	「長野県食育推進計画（第3次）」（素案）の基本理念について
③ 平成 29 年 11 月 17 日	「長野県食育推進計画（第3次）」（素案）について

（2）パブリックコメントの実施（平成 29 年 12 月 27 日～平成 30 年 1 月 26 日） 意見等の提出数 31 件

（3）部局長会議（平成 30 年 3 月 23 日） 「長野県食育推進計画」（第3次）を決定。

8 食育推進担当窓口

●信州の食を育む県民会議事務局

担当課名 (県庁内)	電話・FAX	電子メール・ホームページアドレス
健康福祉部 健康増進課	TEL 026-235-7116 FAX 026-235-7170	Eメール kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/kensei/soshiki/soshiki/kencho/choju/index.html
農政部 農業政策課農産 物マーケティング室	TEL 026-235-7217 FAX 026-235-7393	Eメール marketing@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/marketing/kensei/soshiki/soshiki/kencho/marketing/index.html
教育委員会 保健厚生課	TEL 026-235-7444 FAX 026-234-5169	Eメール hokenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/goannai/soshiki/hoken.html

●地域食育推進連絡会議事務局

事務局	電話・FAX	電子メール・ホームページアドレス
佐久保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0267-63-3163 FAX 0267-63-3221	Eメール sakuho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ http://www.pref.nagano.lg.jp/sakuho/
上田保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0268-25-7154 FAX 0268-23-1973	Eメール uedaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/uedaho/index.html
諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0266-57-2926 FAX 0266-57-2953	Eメール suwaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/suwaho/index.html
伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0265-76-6836 FAX 0265-76-7033	Eメール inaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/inaho/index.html
飯田保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0265-53-0443 FAX 0265-53-0469	Eメール iidaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/iidaho/index.html
木曽保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0264-25-2232 FAX 0264-24-2276	Eメール kisoho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kisoho/index.html
松本保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0263-40-1938 FAX 0263-47-9293	Eメール matsuho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuho/index.html
大町保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0261-23-6526 FAX 0261-23-2266	Eメール omachiho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/omachiho/index.html
長野保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 026-225-9045 FAX 026-223-7669	Eメール nagaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/nagaho/index.html
北信保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0269-62-6311 FAX 0269-62-6036	Eメール hokuho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuho/index.html

●国の関係省庁窓口一覧

府省庁名等	電話・FAX	ホームページアドレス
関東農政局経営・事業支援 部地域食品課	TEL 048-740-5276 FAX 048-740-0081	http://www.maff.go.jp/kanto/index.html
消費者庁消費者教育・地方 協力課	TEL 03-3507-8800 (代表)	http://www.caa.go.jp/about_us/about/
内閣府 食品安全委員会事 務局	TEL 03-6234-1166	http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www.fsc.go.jp/
文部科学省 初等中等教育 局健康教育・食育課	TEL 03-5253-4111 (代表)	http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm
厚生労働省 健康局健康課	TEL 03(5253)1111 (代表)	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/eiyou/index.html
農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	TEL 03-3502-8111 (代表)	http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/

長野県健康福祉部健康増進課

電 話 ０２６－２３５－７１１６（直通）

FAX ０２６－２３５－７１７０

電子メール kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

住 所 〒380－8570 長野市大字南長野字幅下692－2

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/>